

本資料のうち、枠囲みの内容は  
他社の機密事項を含む可能性が  
あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0061_改 2
提出年月日	2021年4月13日

## 基本設計方針に関する説明資料

### 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表

- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- ・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年4月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
○番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

## 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較表  
(原子炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
	<p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風（台風）、巻き、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せにおいて、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中のにおける運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p>【7条1】</p>	<p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風（台風）、基準地震動 <math>S_s</math> に対しては積雪、基準津波については弹性設計用地震動 <math>S_d</math> と積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深の大きさは、発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された月最大積雪の最大値である 43cm とし、風速の大きさは「建築基準法」を準用して基準風速 30m/s とする。</p> <p>組み合わせる積雪深は、地震及び津波と組み合わせる場合は、「建築基準法」に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</p> <p>【7条2】</p>	<p>設計の差異 (設計基準値の相違)</p> <p>表現の相違</p> <p>設計の差異 (女川は、火山と積雪を組み合わせる場合は、平均的な積雪荷重を考慮した上で設計基準積雪量による積雪荷重を組み合せているため、係数を考慮しない)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
■番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考：先行審査プラントの記載ととの比較表  
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置（変更）許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	【7条3】	なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて管理する。	【7条4】
航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物について は、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設が安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	【7条5】	また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含める。	【7条6】

設計の差異  
(女川)の重大事故等対応設備の自然現象(地震及び津波を除く)及び人為事象に対する設計は、位置的分散(固縛を含む)により対応する設計としており、悪影響防止の対応は必要としない。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
■番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機  
(参考) 先行審査プラントの記載ととの比較表  
(原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</p> <p>【7条7】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
■番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機  
先行審査プラントの記載との比較表  
(原子炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
	<p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部から衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に、関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。更に、重大事故等対応設備についても、重大事故防止設備が、設計基準事故対応設備並びに済用済燃料貯蔵槽（使用済燃料プール）の冷却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対応設備等」という。）の安全機能と同時に必要な機能が損なわれることがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。 【7条8】</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
■番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

東海第二発電所

2.3.2 設計基準事故及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ  
科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置すること、又は可搬型重大事故等対処設備によるバッカアップが可能となるよう位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。  
【7条9】

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系系統施設 (共通項目) の基本設計方針)

女川原子力発電所第2号機

記載方針の相違 (位置的分散を考慮して可搬型重大事故等 対処設備を複数保管する設計に差異はない)	表現の相違 (記載方針の相違 (位置的分散を考慮して可搬型重大事故等 対処設備を複数保管する設計に差異はない))
具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については、建屋にて自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより、設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも、自然現象（地震及び津波を除く。）による影響を受けない設計とする。 【7条10】	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については、建屋にて自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより、設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも、「自然現象（地震及び津波を除く。）による影響」を除く。の表現を統一している（以下同じ）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表題、設備名 称の相違（実質的な相違なし）  
○番号：前回提出から年の変更箇所  
□番号：比較表において追記したもの（比較対象外）

(原子炉冷却系施設(共同項目)の記載と比較表)の基本設計方針)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	<p>屋外に設置されている外部事象防護対象施設については、設計基準事故が発生した場合でも、機器の運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発生するものではなく、自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と重なることはない。</p> <p>屋外に設置される重大事故等対処設備について、巻に対する重大事故等対処設備を考慮した配置とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時荷重と自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p>	<p>表現の相違</p> <p>設計の差異 (女川の屋外に設置される重大事故等対処設備の巻防護の設計は、位置的分散（固縛を含む）により対応する設計としている)</p> <p>したがって、自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時荷重は異なることのない設計とする。</p> <p>【7条11】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 ○番号：前回提出時からの変更箇所  
 □番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載ととの比較表 (原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
東海第二発電所	東海第二発電所	
2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。 なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。 【7条12】	2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。 なお、危険物を搭載した車両についても、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。 【7条12】	表現の相違 表現の相違 （技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び [5.1.5 環境条件等]」の基本設計方針に基づき「」の記載に連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない、「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 ○番号：前回提出時からの変更箇所  
 □番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載と/or 比較表 (原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
e. 凍結	<p>外部事象防護対象施設は、設計基準温度による凍結に対して、屋内施設については換気空調系により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p><b>【7条15】</b></p>	<p>表現の相違 (凍結に対する外部事象防護対象施設の設計方針に差異はない)</p> <p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている)</p>

### 東海第二発電所

先行審査プラントの記載と/or 比較表 (原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
e. 凍結	<p>外部事象防護対象施設は、設計基準温度による凍結に対して、屋内施設については換気空調系により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p><b>【7条15】</b></p>	<p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている)</p>

### 東海第二発電所

先行審査プラントの記載と/or 比較表 (原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
f. 降水	<p>外部事象防護対象施設は、降水中による浸水に対して、設計基準降水量を上回る排水能力を有する構内排水路による海域への排水及び建屋止水処置を行う設計とする。</p> <p>降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p><b>【7条16】</b></p>	<p>表現の相違 (降水に対する外部事象防護対象施設の設計方針に差異はない)</p> <p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている)</p>

### 東海第二発電所

先行審査プラントの記載と/or 比較表 (原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
f. 降水	<p>外部事象防護対象施設は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p><b>【7条17】</b></p>	<p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 ○番号：前回提出時からの変更箇所  
 □番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

#### 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

<p>g. 積雪</p> <p>外部事象防護対象施設は、発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所の観測記録に基づき設定した設計基準積雪量による積雪荷重に対して、機械的強度を有することと、また、閉塞に対して、非常用換気空調系の給・排気口を設計基準積雪量より高所に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【7条18】</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することとともに、環境条件等を考慮すること、及び除雪の実施により、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条19】</p>	<p>なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条20】</p>	<p>h. 落雷</p> <p>外部事象防護対象施設は、発電所の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、設計基準電流値による雷サーチに対する、接地網の敷設による接地抵抗の低減及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、<b>安全機能を損なわない</b>設計とする。</p> <p>【7条21】</p>
<p>先行審査プラントの記載との比較表            (原子炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)</p>	<p>東海第二発電所</p>	<p>女川原子力発電所第2号機</p>	<p>備考</p>
<p>赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）    緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）    ○番号：機式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）</p>	<p>設計の差異            (積雪荷重の設定方法の相違)            表現の相違</p>	<p>表現の相違            (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び [5.1.5 環境条件等]」の基本設計方針に基づき) の記載に連して、共通要因によって重大事故等対処設備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」、「環境条件等を考慮する」、「除雪の実施」の記載を明確にしている)</p>	<p>資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 〇番号：機式-7との紐づけを示す番号である（比較対象外）  
 〔〕において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機  
 先行審査プラントの記載との比較表  
 (共同項目) の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第 2 号機	備考
		<p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、必要に応じて接地設備又は接地設備により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7 条 22】</p>	<p>表現の相違          (技術基準規則第 54 条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7 条 6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び [5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」、「避雷設備又は接地設備により防護する」の記載を明確にしている)</p> <p>＜柏崎刈羽 7 号との比較＞          設計の相違          (柏崎刈羽 7 号固有条件的による記載)</p> <p>i. 生物学的事象          外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて墨芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7 条 23】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
○番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：條式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
(原子炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条24】</p> <p>j. 高潮</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ (O.P.+3.5m) 以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。</p> <p>【7条25】</p> <p>(2) 人為事象</p> <p>a. 船舶の衝突</p> <p>外部事象防護対象施設は、航路から離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まること及び呑み口が広く、取水性を損なわないことから、船舶の衝突により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条26】</p>	<p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等」及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」、「予備を有する」の記載を明確にしている)</p> <p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての人為事象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等」及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によつて重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に取水性を損なわないことの記載を明確にしている)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
■番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：條式-7との紐づけを示す番号である（本比較表において追記したもの）（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	a. 延長時間の記載 延長時間の記載を示す番号である（本比較表において追記したもの）
東海第二発電所	b. 電磁的障害 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、電磁波によりその機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや絶縁回路の設置、又は鋼製筐体や金属シールドドームの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計とする。 【7条28】

c. 航空機の墜落  
重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は屋外において設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。  
【7条29】

(技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての人為事象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等]及び～の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によつて重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 □ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	<p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>2.1 燃料貯蔵設備の基本方針</p> <p>使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク（兼用キャスクを含む。）は保有しない。</p> <p>【7条30】 【4条10】【5条65】【6条47】【26条48】</p>	<p>表現の相違          工事計画の申請範囲の差異          （技術基準規則の改正による差異）</p>	

■ 赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 ■ 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 ■ 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 □ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 □ 番号 : 様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
 (原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針 (竜巻))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
2.3.3 設計方針	2.3.3 設計方針	<p>(1) 自然現象</p> <p>a. 竜巻</p> <p>外部事象防護対象施設は、竜巻防護に係る設計時に、設置（変更）許可を受けた最大風速100m/sの竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合について竜巻より防護すべき施設に作用する荷重を設定し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう、それぞれの施設の設置状況等を考慮して影響評価を実施し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>【7条31】</p>	<p>設計の差異          (女川の重大事故等対処設備の竜巻防護の設計は、設計は、位置的分散で対応する設計としている。また、竜巻は環境条件として考慮していない。)</p> <p>表現の差異          (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>更に、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の相伴事象による影響について考慮した設計とする。</p> <p>なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合には評価を行うことを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条32】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所  
 ブラック枠：番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
 (原予)炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針 (竜巻)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(a) 影響評価における荷重の設定</p> <p>構造強度評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせた設計荷重を設定する。</p> <p>【7条 33】</p> <p>風圧力による荷重及び気圧差による荷重としては、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。</p> <p>飛来物の衝撃荷重としては、設置 (変更) 許可を受けた設計飛来物である鋼製材 (長さ 4.2m × 幅 0.3m × 高さ 0.2m、質量 135kg、飛来時の水平速度 <b>46.6m/s</b>、飛来時の鉛直速度 <b>16.7～34.7m/s</b>) よりも運動エネルギー又は貫通力が大きな重大事故等対処設備、資機材等は設置場所及び障害物の有無を考慮し、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔を実施すること、並びに車両については入構管理及び距離を設定することにより飛来物とならない措置を講じることから、設計飛来物が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。更に、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝撃による荷重を設定する。</p> <p>【7条 34】</p> <p>プラント固有条件的の差異      (女川には、考慮すべき隣接事業所がないため記載しない)</p>	

**赤字** : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字** : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
□ 番号 : 前回提出時からの変更箇所  
○ 様式 : 7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
(原予炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>なお、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備、資機材等については、その保管場所、設置場所及び障害物の有無を考慮し、外部事象防護対象施設、飛来物の衝突により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措置（以下「防護対策施設」という。）及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔によって、浮き上がり又は横滑りにより外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛来物とならない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備、資機材等の固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること、並びに車両については、入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条36】</p> <p>(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 屋外の外部事象防護対象施設は、安全機能を損なわないよう、設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 □：前回提出時からの変更箇所  
 ○番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
 (共通項目) の基本設計方針（竜巻）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>屋内の外部事象防護対象施設については、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とするこを基本とし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p> <p>外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>【7条37】</p>	<p>表現の差異    (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対応設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考慮した配置とすることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する設計とする。</p>	<p>表現の差異    (女川の屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護の設計は、位置的分散で対応する設計としているため、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼさないように重大事故等対応設備が飛来物とならないことの記載を明確にしている)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所  
 □：番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
 (共通項目) の基本設計方針（竜巻）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
屋内の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等に対応するため必要な機能を損なわないよう、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とすることを基本とする。 【7条38】	防護措置として設置する防護対策施設としては、竜巻防護ネット(ネット(金網部) (硬鋼線材：線径φ4mm, 網目寸法 50mm 及び 40mm), 防護板 (炭素鋼：板厚 8mm 以上) 及び支持部材により構成する。) 及び竜巻防護鋼板 (防護鋼板 (炭素鋼：板厚 8mm 以上) 及び架構により構成する。) を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時ににおいて外部事象防護対象施設に被及的影響を及ぼさない設計とする。 【7条39】	設計の差異 (女川では、設置変更許可で設定している重大事故等時の環境条件として竜巻を設定していない) 表現の差異 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)	設備名称の差異 設計の差異 (防護対策施設の仕様の差異) 表現の差異 (女川は、防護対策施設ごとに構成要素を記載している)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
□ 番号：前回提出時からの変更箇所  
○ 様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
(原予炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的波及の影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とするごとを基本とする。</p> <p>【7条41】</p>	<p>設計の差異 (女川の屋外に設置される重大事故等対処設備の竜巻防護の設計は、位置的分散で対応する設計としている)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 □番号：前回提出時からの変更箇所  
 ○番号：様式-7との追づけを示す番号（本比較表において追記したもの）（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
(原予炉冷却系系統施設(共通項目)の基本設計方針(竜巻))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
○	竜巻隨伴による溢水に対する損傷の防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。更に、竜巻隨伴による外部電源喪失に対しては、ディーゼル発電機による電源供給が可能な設計とする。 【7条42】	竜巻隨伴による溢水に対する損傷の防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。更に、竜巻隨伴による外部電源喪失に対しては、ディーゼル発電機による電源供給が可能な設計とする。	表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 ブラック：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
 (原予)炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針 (火山)

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
2.3.3 設計方針	<p>(1) 自然現象</p> <p>b. 火山</p> <p>外部事象防護対象施設は、発電所の運用期間中ににおいて発電所の安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>【7条43】</p>	<p>設計の差異          （女川では、設置変更許可で設定している重大事故等時の環境条件に火山の影響を選定していない）</p> <p>表現の相違          （技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とすると明確にしている）</p>	<p>設計の差異          （発電所立地条件を踏まえた降下火砕物条件の相違）</p>
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機			<p>なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条44】</p> <p>(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定          設計に用いる降下火砕物は、設置（変更）許可を受けた層厚15cm、粒径2mm以下、密度0.7g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5g/cm<sup>3</sup>（湿润状態）と設定する。</p> <p>【7条45】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
■番号：前回提出時からの変更箇所  
□番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
(原予炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(b) 降下火砕物に対する防護対策</p> <p>降下火砕物の影響を考慮する施設は、降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、以下の適切な防護措置を講じることで安全機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>【7条46】</p>	<p>表現の相違 (設置変更可で説明している構造物への荷重を考慮する施設を記載) (以下同様の差異は詳細な記載を省略)</p>
		<p>イ. 直接的影響に対する設計方針</p> <p>(イ) 構造物への荷重</p> <p>外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設について、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。</p>	<p>表現の相違 (女川は、降下火砕物に対する防護対策施設を設置しない)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 □番号：前回提出時からの変更箇所  
 ○番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物による荷重により機能を損なわないように、降下火砕物を適宜除去することにより、<b>設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがない</b>設計とする。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期間的な荷重により機能を損なわないように、降下火砕物による組合せを考えた専用に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>設計の差異 (女川では、設置変更許可で設定している重事故等時の環境条件に火山の影響を選定していない)</p> <p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p> <p>なお、降下火砕物により必要な機能を損なうおそれがないよう屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条49】</p> <p>(口) 閉塞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水循環系の閉塞</li> </ol> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。</p> <p>【7条50】</p>

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点 (設計方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備各項の相違 (美質的な相違なし)  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所  
 ブラック : 番号 : 構式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの (比較対象外)

### 先行審査プラントの記載ととの比較表 (共通項目) の基本設計方針 (火山)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (閉塞)</p> <p>外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーを設置し、下側から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくく設計とする。排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）は、排気筒の排気にようり降下火砕物を侵入し難くすることで排気流路が閉塞しない設計とする。</p>	<p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>（東二は非常用ガス処理系排気筒に降下火砕物侵入防止用の構造物を設置するのに對し、女川の非常用ガス処理系（屋外配管）は排気筒内に設置することで、排気筒内の排気風量により、閉塞しない設計としている。）</p>	<p>また、外気を取り入れる非常用換気空調系（外気取入口）及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の空気の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、更に降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p>	<p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>（東二は非常用ガス処理系排気筒に降下火砕物侵入防止用の構造物を設置するのに對し、女川の非常用ガス処理系（屋外配管）は排気筒内に設置することで、排気筒内の排気風量により、閉塞しない設計としている。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 ブラック：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表  
 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
～切替えることを保安規定に定めて管理する。	【7条 51】	<p>(ハ) 摩耗</p> <p>i. 水循環系の内部における摩耗</p> <p>外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条 52】</p>	表現の相違
～	～	<p>ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响 (摩耗)</p> <p>外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む空気を取り込みかつ運動部を有する換気系、電気系及び計測制御系の施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくく構造とすること又は摩耗しにくい材料を使用することにより、摩耗しにくい設計とする。</p>	運用方針の差異 (女川では、非常用ディーゼル発電機に対する運用として、外気取入ダンバの閉止及び換気空調系の停止によって非常用ディーゼル発電機の運転に影響を与える可能性があるため、バグフィルタの取替え及び清掃を実施することで、摩耗が進展しない様に運用している。)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 □番号：前回提出時からの変更箇所  
 ○番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
 (原予炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針 (火山))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(二) 腐食</p> <p>i. 構造物の化学的影響 (腐食)</p> <p>外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に及ぼす影響を及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火碎物による短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。  <b>【7条54】</b></p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計の差異          (女川は、降下火碎物に対する防護対策施設を設置しない。)</p>
		<p>屋内の重大事故等対処設備については、降下火碎物による短期的な腐食により機能を損なわないよう、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、降下火碎物を適宜除去することにより、降下火碎物による腐食に 対して、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、降下火碎物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火碎物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。  <b>【7条55】</b></p>	<p>表現の相違</p> <p>技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（美質的な相違なし）  
 □番号：前回提出時からの変更箇所  
 ○番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
 (原予炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 【7条56】	なお、海水の流路となる施設については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装等を実施することにより、降下火碎物による短期的な腐食が発生しない設計とする。 【7条56】	なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 【7条57】	(示) 発電所周辺の大気汚染 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火碎物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火碎物による短期的な腐食が発生しない設計とする。  また、中央制御室換気空調系については、外気取入ダンバの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火碎物の侵入を防止する。更に外気取入へ遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内的居住性を確保する。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）  
 □番号：前回提出時からの変更箇所  
 ○番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
 (原予炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(火山))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
(参考)	(参考)	(参考)	(参考)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載ととの比較表 (原子炉冷却系系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所
2.3.3 設計方針	2.3.3 設計方針
(1) 自然現象	(1) 自然現象
c. 外部火災 想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し外部事象防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 【7条61】	外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護によって、安全機能を損なわない設計とする。 【7条62】
重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事象対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、防火帯により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 【7条63】	外部火災の影響については、定期的な評価の実施を保安規定に定めて管理する。 【7条64】
表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている。)	

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

【参考】先行審査プラントの記載ととの比較表  
 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機
		<p>(女川 2号では防潮堤を海側の一面のみに配置しているため、考慮不要。)</p> <p>設計の差異</p> <p>(地域特性により算出される防火帯幅の評価結果の相違。)</p> <p>(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針 自然現象として想定される森林火災については森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度から設定し、設置（変更）許可を受けた防火帶（約20m）を敷地内に設ける設計とする。 【7条 65】</p> <p>また、防火帶は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 【7条 66】</p> <p>(b) 発電所敷地内の火災・爆発源に対する設計方針 火災・爆発源として、森林火災、発電所敷地内に設置する屋外の危険物タンク、危険物貯藏所、常時危険物を貯蔵する一般取扱所及び危険物を内包する貯蔵設備以外の設備（以下「危険物貯藏施設等」という。）の火災・爆発、航空機墜落による火災及び敷地内の危険物貯藏施設等の火災と航空機墜落による火災が同時に発生した場合の重畳火災を想定し、火災源からの外部事象防護対象施設への熱影響を評価する。 【7条 67】</p>

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
(原子炉冷却系系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

東海第二発電所

女川原子力発電所第2号機

備考


**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))		備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	<p>設計の差異 (女川2号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。)</p>
■番号: 様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）	女川原子力発電所第2号機	<p>森林火災については、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた防火帯の外縁（火災側）における火炎輻射発散度（建屋及び復水貯蔵タンク評価においては<math>477\text{ kW/m}^2</math>、排気筒評価においては<math>367\text{ kW/m}^2</math>、その他評価においては<math>408\text{ kW/m}^2</math>）を用いて危険距離を求める評価する。</p> <p>【7条70】</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災については、貯蔵量等を勘案して火災源ごとに建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求める評価する。</p>
■番号: 様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）	女川原子力発電所第2号機	<p>設計の差異 表現の相違 （女川2号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。）</p>

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表  
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

参考	先行審査プラントの記載ととの比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))	備考
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災の重量については、各々の火災の評価条件により算出した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防護対象施設を選定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求めて評価する。 【7条73】
東海第三発電所	女川原子力発電所第7号機	(c) 発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針 発電所敷地外での火災・爆発源に対して、必要な離隔距離を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【7条74】  ・発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により発電用原子炉施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設は存在しないため、火災による発電用原子炉施設への影響については考慮しない。 【7条75】
柏崎刈羽原子力発電所第7号機		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

○番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載ととの比較表	基本設計方針（外部火災）	備考
○原子炉冷却系統施設（共通項目）	女川原子力発電所第2号機	設計の差異 (女川2号は船舶の火災について、保守的に発電所内の港湾施設に入港する船舶を想定している。)
東海第二発電所	・発電所敷地外半径10km以内の産業施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災については、発電所敷地外半径10kmを主要航路とする船舶が存在しないことから、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶の火災を想定する。 <b>【7条76】</b>	表現の相違 ・発電所敷地外半径10km以内の産業施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発については、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。また、ガス爆発による容器破損時に破片の最大飛散距離を算出し、最大飛散距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。 <b>【7条77】</b>
東海第三発電所	なお、漂流船舶の火災については、発電所敷地外半径10kmを主要航路とする船舶が存在しないことから、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶の火災を想定する。 <b>【7条78】</b>	表現の相違 ・発電所敷地外半径10km以内の産業施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発については、爆発のおそれがある船舶が発電所敷地外半径10km以内を航行していないため、船舶の爆発による発電用原子炉施設への影響については考慮しない。

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

東海第二発電所

女川原子力発電所第2号機

備考

イ. 換気空調系	外部火災によるばい煙が発生した場合には、侵入を防止するためフィルタを設置する設計とする。  【7条 80】	表現の相違 (外部火災によるばい煙が発生した場合には、侵入を防止するためフィルタを設置する設計とする。  【7条 80】	表現の相違 (設備運用の相違)
ロ. 安全保護装置	外部事象防護対象施設のうち空調系統にて空調管理されており間接的に外気と接する安全保護装置盤については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。  ハ、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。） 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。）については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。  【7条 81】	表現の相違 (安全保護装置盤については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。  ハ、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。） 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。）については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。  【7条 81】	表現の相違 (安全保護装置盤については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。  ハ、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。） 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。）については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。  【7条 81】

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

【参考】柏崎刈羽原子力発電所第7号機  
先行審査プラントの記載との比較表  
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

備考	女川原子力発電所第2号機	表現の相違
東海第二発電所	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却部は、ばい煙が侵入した場合においてもばい煙が流路に溜まりにくく構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。 【7条83】	表現の相違
東海第三発電所	(e) 有毒ガスに対する設計方針 外部火災起因を含む有毒ガスが発生した場合には、中央制御室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入口ダンバを閉止し、中央制御室内の空気を事故時運転モードへ切替える実施及び必要に応じ中央制御室以外の空調ファンを停止することにより、有毒ガスの侵入を防止する設計とする。  なお、外気取入口ダンバの閉止及び事故時運転モードへ切替えによる外気の遮断及び空調ファンの停止による外気流入の抑制を保安規定に定めて管理する。 【7条84】	表現の相違 表現の相違 表現の相違

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

### 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

技術基準規則・解釈 (外部からの衝撃による損傷の防止)		設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ ンガード)	設置許可, 技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第七条 設計基準対象施設 (兼用キャスクを除く。)が 想定される自然現象(地震及 び津波を除く。)によりその 安全性を損なうおそれがある 場合は、防護措置、基礎地盤 の改良その他の適切な措置 を講じなければならない。 <sup>①</sup>	【解説】 1 第1項に規定する「想定 される自然現象」には、台風、 竜巻、降水、積雪、凍結、落 雷、火山事象、生物学的事 象、森林火災等を含む。 <sup>①</sup> 2 第1項に規定する「適切 な措置を講じなければならない い」には、供用中における運 転管理等の運用上の措置を 含む。 <sup>①</sup>	設計基準対象施設は、外部 からの衝撃のうち自然現象 による損傷の防止において、 発電所敷地で想定される風 (台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生 物学的現象(地震及び津波 を除く。)又はその組合せに 遭遇した場合において、自然 現象そのものがもたらす環境 条件及びその結果として施 設で生じ得る環境条件にお いても安全機能を損なわな い設計とする。 <sup>①a</sup> 【7条1】	設計基準対象施設は、外部 からの衝撃のうち自然現象 による損傷の防止において、 発電所敷地で想定される風 (台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生 物学的現象(地震及び津波 を除く。)又はその組合せに 遭遇した場合において、自然 現象そのものがもたらす環境 条件及びその結果として施 設で生じ得る環境条件にお いて、その安全性を損なうお それがある場合は、防護措 置、基礎地盤の改良その他, 供用中ににおける運転管 理等の運用上の適切な措置を講 じる。	□ 発電用原子炉施設の一般 構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設 は、(1) 耐震構造、(2) 耐津 波構造に加え、以下の基本的 方針のもとに安全設計を行 う。 a. 設計基準対象施設 (a) 外部からの衝撃による 損傷の防止 安全施設は、発電所敷地で 想定される洪水、風(台風), 竜巻、凍結、降水、積雪、落 雷、地滑り、火山の影響、生 物学的現象、森林火災及び津波 の自然現象(地震及び津波 を除く。)又はその組合せに 遭遇した場合において、自然 現象そのものがもたらす環境 条件及びその結果として施 設で生じ得る環境条件にお いても安全機能を損なわな い設計とする。 <sup>①a</sup>	1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃に よる損傷の防止 安全施設は、発電所敷地で想定される自 然現象(地震及び津波を除 く。)については、網羅的に 抽出するために、発電所敷地 及びその周辺での発生実績 の有無に問わらず、国内外の 基準や文献等に基づき事象 を収集し、洪水、風(台風), 竜巻、凍結、降水、積雪、落 雷、地滑り、火山の影響、生 物学的現象、森林火災等を考 慮するまた、これらの自然 現象について開車して発生 する自然現象も含める。 これらのこと象について、海 外の評価基準を考慮の上、發 電所及びその周辺での発生 の可能性、安全施設への影響 度、発電所敷地及びその周辺 及び影響の包絡性の観点か ら、発電用原子炉施設に影響 を与えるおそれがある事象と して、洪水、風(台風), 竜 巻、凍結、降水、積雪、落雷, 地滑り、火山の影響、生物學	【〇〇条〇〇】: 開車する資料と基本設計方針を組み替えたもの付番 <開車する資料> ・機式-1への記載 ・機式-1への履歴表(補足説明資料) ・技術基準要件リスト(設定期限)に関する説明書 別添-1 別添-1 : 前回指出時からの変更箇所	赤色 : 様式-6に関する記載 (付番及び下線) 青色 : 設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色 : 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色 : 設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色 : 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(△)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
要求事項との対比表							

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
 背色：設置変更許可本文及び設計方針から他の引用以外の記載  
 茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比  
 緑色：設置基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比  
 黄色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 青色：設置変更許可本文及び設計方針(後)との対比  
 ピンク色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 ブラック色：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ) 添付書類(イ)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>によるもの(故意によるもの を除く。)に対して安全機能 を損なわない設計とする。<b>①b</b></p>	<p>での発生実績の有無に関わ らず、国内外の基準や文献等 に基づき事象を収集し、飛来 物(航空機落下等)、ダムの 崩壊、爆発、近隣工場等の火 災、有毒ガス、船舶の衝突、 電磁的障害等の事象を考慮 する。これらの事象について、 海外の評価基準を考慮の上、 発電所及びその周辺での發 生可能性、安全施設への影響 度、発電所敷地及びその周辺 に到達するまでの時間余裕 及び影響の包絡性の観点か ら、発電用原子炉施設に影響 を与えるおそれがある事象と して、飛来物(航空機落下)、 ダムの崩壊、爆発、近隣工場 等の火災、有毒ガス、船舶の 衝突及び電磁的障害を選定 する。<b>③</b></p> <p>安全施設は、これらの発電 用原子炉施設の安全性を損 なわせる原因となるおそれが ある事象であつて人為による もの(故意によるものを除 く)に対して安全機能を損 なわない設計とする。</p> <p><b>④①b 重複</b></p> <p>なお、発電所敷地又はその 周辺において想定される人 為事象のうち、飛来物(航空 機落下)については、確率的 要因により設計上考慮する 必要はない。<b>①c</b>また、ダム の崩壊については、立地的要 因により考慮する必要はない</p>		

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び設計方針(後)からの引用以外の記載  
<開港ナシ資料>  
茶色：設置変更許可本文及び設計方針(後)との対比  
緑色：設置基準規則と基本設計方針(後)との対比  
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比  
■技術基準規則リスト(該定根地に関する説明書 別添-1)  
■技術基準規則リスト(該定根地に関する説明書 別添-1)  
■技術基準規則リスト(該定根地に関する説明書 別添-1)  
■技術基準規則リスト(該定根地に関する説明書 別添-1)  
■技術基準規則リスト(該定根地に関する説明書 別添-1)

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開車する資料>
青色：設置更新可と本文及し基準設計方針からの引用以外の記載	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ③）	設置許可申請書 添付書類（ ④c 重複）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風（台風）、基準地震動 $S_a$ については彈性設計用地震動 $S_d$ と積雪の荷重を施設の形状及び配置に応じて考慮する。 ④a 地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる積雪深の大さは、発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された月最深積雪の最大値である43cmとし、風速の大きさは「建築基準法」を準用して基準風速30m/sとする。	自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降雪、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重量することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。  ④a④ ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含める。 ④ 【7条2】	自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降雪、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重量することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。  ④a④ ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含める。 ④ 【7条2】	自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せ及び積雪の設定）	要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。 ①	要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。 ①	要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。 ①	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止

第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

## 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八
2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるもの)を除く。以下「人為事象」といいう。)により発電用原子炉施設(兼用キャスクを除く。)の安全性が損なわれないよう、防護措置を講じなければならぬい。 <b>【解釈】</b> 3 第2項に規定する「事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるものには、ダムの崩壊、船体の衝突、電磁的障害等の敷地及び敷地周辺の状況から生じうる事故を含む。① 4 第2項に規定する「適切な措置を講じなければならない」には、対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる必要はない。	設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるもの)を除く。)以下「人為事象」といいう。)に対してもその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるもの)を除く。)以下「人為事象」といいう。)に対してもその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)について、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)について、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)について、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)について、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)について、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。

第五章 第7条

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開示する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載	<開示する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準対象施設リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準対象施設リスト（認定根拠）
●	：前回指出時の変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 同上）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比 追加要求事項に伴う差異	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比 原子炉冷却系統施設（共通） 2.3 外部からの衝撃による 損傷の防止	備考
3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（兼用キヤスクを除く）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。①	航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設が安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設が安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。	①⑧ 【7条 4】	①⑧ 【7条 4】	同上	同上	同上
【解釈】 5 第3項の航空機の墜落については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25原院第1号。平成21年6月30日原子力安全・保安院制定）に基づいて確認すること。この場合において、設置許可申請時の航路に変更がないことにより確認すること。①	また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。	また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。	③a⑥ 【7条 5】	③a⑥ 【7条 5】	同上	同上	同上
	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることがないよう、防護措置その他適切な措置を講じる。	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることがないよう、防護措置その他適切な措置を講じる。	⑥ 【7条 6】	⑥ 【7条 6】	同上	同上	同上

第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

## 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可, 技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準対象施設又は重大事故等対処設備に対する防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。 <b>①⑥ 【7条7】</b>	設計基準対象施設が外部からの衝撃により防護すべき施設	設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2 及び安全評価上その機能に期待するクラス3 に属する構築物、系統及び機器(以下「外部対象防護対象施設」という。)とする。	1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系施設 (共通) 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止	原子炉冷却系施設 (共通) 2.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設
2.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設	設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撺より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2 及び安全評価上その機能に期待するクラス3 に属する構築物、系統及び機器(以下「外部対象防護対象施設」という。)とする。	2.3.1 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針	安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定された重複度分類に属する審査指針」で規定されている重複度分類(以下1.8では「安全重要度分類」という。)のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 また、外部対象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部対象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部対象防護対象施設以外の施設についても考慮する。更に、重大事故等対処設備についても考慮する。	2.3.1 外部からの衝撃による差異あり 追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系施設 (共通) 2.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設	原子炉冷却系施設 (共通) 2.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設

樣式一

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切けるための付番  
<関連する資料>  
・検式-1～7へ開闢表・補足説明資料  
・技術基準要領リリスト・説明書に関する説明書 別添-1)  
・前回回答からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及し設計方針(後)からの引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置基準規則と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ ン)	設置許可申請書 添付書類(ハ ン)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>いても、重大事故防止設備が、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽(使用済燃料プール)の冷却設備及び注水設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)の安全機能と同時に必要な機能が損なわれることがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p> <p>⑤a⑤b⑤c 【7条8】</p>	<p>原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象(以下「外部事象防護対象施設」という。)とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。⑤b⑥</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋(外部事象防護対象施設となる建屋を除く。)は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計</p>	<p>【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番</p> <p>&lt;開催する資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準要件リスト（設定根拠）</p> <p>・前回指出時からの変更箇所</p>				<p>⑤a 引用元：P7</p> <p>⑤c 引用元：P9</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 上記に含まれない構築物、 系統及び機器は、機能を維持 すること若しくは損傷を考 慮して代替設備により必要 な機能を確保すること、安全 上支障のない期間での修復 等の対応を行うこと又はそ れらを適切に組み合わせるこ とにより、その安全機能を損 なわない設計とする。⑤c）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2.2.1 設計基準事故時に生じる荷重との組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃は設計基準事故時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。 【7条9】	2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けてその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置することで、又は可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるよう位置的分離を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ	

第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設備許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
②a⑥【7条9】	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備について、建屋によって自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより、設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも、自然現象（地震及び津波を除く。）による影響を受けない設計とする。	に生じる荷重と重なり合わない設計とする。	②a⑥【7条10】	②a⑥【7条10】	②a⑥【7条10】	原子炉冷却系系統施設（共通） 2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力との組合せ	②a引用元：P2 同上
②a⑥【7条10】	屋外に設置されている外部事象防護対象施設について、では、設計基準事故が発生した場合でも、機器の運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発生するものではなく、自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と重なることはない。	屋外に設置される重大事故等対処設備について、巻に対しても位置的分散を考慮した配置とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時荷重と自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃を同時に考慮す	②a⑥【7条10】	②a⑥【7条10】	②a⑥【7条10】	設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異	設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異

樣式-7

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切けるための付番  
<関連する資料>  
・検式-1～7へ開闢表・補足説明資料  
・技術基準要領リリスト・説明書に関する説明書 別添-1)  
・前回問合せからの変更箇所

原子炉冷却系統施設（共通）  
2.3.2 設計基準事故時及び  
重大事故等時に生じる応力  
との組合せ

1  
10

第7条①—10

第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2.2.2 設計方針 自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。  ②⑥ 【7条11】	2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。  自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。  なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。  ⑤ 【7条12】	2.3.3 設計方針 したがって、自然現象(地震及び津波を除く。)による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。  ②⑥ 【7条11】	2.3.3 設計方針 追加要求事項に伴う差異	設備設計の明確化 原予炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	同上
2.2.2 設計方針 自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。  ① 自然現象 a. 風(台風) 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、風荷重を「建築基準法」に基づき設定し、外部事象防護対象施設は、風荷重を「建築基準法」に基づき設定し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構築物、系統及び機器及びそれら	2.3.3 設計方針 安全施設は、設計基準風速による風荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは風(台風)による損傷	(a-1) 風(台風) 「建築基準法」及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく「建設省告示第1454号」により設定した設計	1.8.1 風(台風) 防護に関する基本方針 「建築基準法」及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく「建設省告示第1454号」により設定した設計	(1) 自然現象 d. 風(台風)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	

【〇〇〇条〇〇】 説明する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>  
・様式1-1「展開図」(補足説明資料)  
・技術基準機器リスト(荷役方式)に記載する説明書 引添-1

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及し設計方針（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時の変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 設備設計の明確化）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>【7条13】</p> <p>①d⑤</p> <p>⑤</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>⑥ 【7条14】</p>	<p>の施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>【7条13】</p> <p>①d⑤</p> <p>⑤</p>	<p>造健全性を確保することと、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>を考慮して、代替設備により必要な機能を確保することと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。①d⑤</p>	<p>基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風によってその安全機能が損なわなければならないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、風（台風）により損傷した場合であっても、代替手段があることにより安全機能は損なわなければならない。⑥</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通）</p> <p>2.3.3 設計方針</p>	<p>【〇〇条〇〇】：開港する資料と基本設計方針を組つけるための付番</p> <p>&lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への属間表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準要件リスト（設定根拠）</p> <p>・前回指出時の変更箇所</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	別添-1
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	別添-1
黄色：前回指出時の変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガーフック）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガーフック）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
b. 凍結	e. 凍結	(a-3) 凍結	安全施設は、設計基準温度による凍結に對して、屋内施設により環境温度を維持し、屋外施設においては保溫等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	安全施設は、設計基準温度による凍結に對して、屋内施設により環境温度を維持し、屋外施設においては保溫等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準温度を有する他の重大事故等対処設備と同様に、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	安全施設は、設計基準温度による凍結に對して、屋内施設により環境温度を維持し、屋外施設においては保溫等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準温度を有する他の重大事故等対処設備と同様に、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	①e⑤⑤	①e⑤⑤ 【7条15】

【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
黄色：前回指出時の変更箇所	別添-1

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
黄色：前回指出時の変更箇所	別添-1

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置更新可と本文及し基準設計方針からの引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
c. 降水	f. 降水	(a-4) 降水	外部事象防護対象施設は、降水上による浸水に対する排水能力を有する構内排水路により、安全機能を有する構内排水路を設けて海域へ排水を行う設計とする。 降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、安全機能を有する構築物、系統及び機器は及びそれらの施設を内包する建屋の構造健全性を確保することを確保する。 【7条16】	1.8.4 降水防護に関する基 本方針 石巻特別地域気象観測所 での観測記録（1937年～ 2017年）により設定した設 計基準降水量（91.0mm/h）の 降水によってその安全機能 が損なわれないことを確認す ること、安全上支障のない期間 での修復等の対応を行うこ と又はそれらを適切に組み 合わせることで、その安全機 能を損なわない設計とする。  ①g⑤⑤	同趣旨の記載であるが、表現 の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針

【第7条】**設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7  
外部からの衝撃による損傷の防止】**

卷之三

<p><b>赤色:</b> (假定)に関する記載</p> <p><b>青色:</b> (假定)更に許可と基本設計方針(後)との対比</p> <p><b>緑色:</b> 基本設計方針と基本設計方針(後)との対比</p> <p><b>紫色:</b> 基本設計方針(後)との対比</p>	<p><b>黄色:</b> (假定)に関する記載 ((<b>△番</b>及び<b>▽番</b>下欄))</p> <p><b>茶色:</b> (假定)更に許可と基本設計方針(後)との対比</p> <p><b>緑色:</b> 基本設計方針と基本設計方針(後)</p> <p><b>紫色:</b> 基本設計方針(後)との対比</p>	<p><b>〇〇〇条(1):</b>開進する資料に基づくための付番 ＜開進する資料＞</p> <p><b>〇〇〇条(2):</b>開進の際 (補足説明資料)</p> <p><b>〇〇〇条(3):</b>開進の際 (補足根拠)に関する説明書</p> <p><b>〇〇〇条(4):</b>前回開進からとの変更箇所</p>
<p><b>赤色:</b> (假定)に関する記載 ((<b>△番</b>及び<b>▽番</b>下欄))</p> <p><b>青色:</b> (假定)更に許可と基本設計方針(後)との対比</p> <p><b>緑色:</b> 基本設計方針と基本設計方針(後)</p> <p><b>紫色:</b> 基本設計方針(後)との対比</p>	<p><b>黄色:</b> (假定)更に許可と基本設計方針(後)との対比</p> <p><b>茶色:</b> 基本設計方針と基本設計方針(後)</p> <p><b>緑色:</b> 基本設計方針(後)との対比</p>	<p><b>〇〇〇条(1):</b>開進する資料に基づくための付番 ＜開進する資料＞</p> <p><b>〇〇〇条(2):</b>開進の際 (補足説明資料)</p> <p><b>〇〇〇条(3):</b>開進の際 (補足根拠)に関する説明書</p> <p><b>〇〇〇条(4):</b>前回開進からとの変更箇所</p>

### 要求事項との対比表

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7

### 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ き)	設置許可申請書 添付書類(へ き)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
害防止対策として、「建築基準法」に基づき原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、設計基準電流値による雷サージに対して、接地網の敷設によることによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 【7条21】	k、安全機能を損なわない設計とすること若しくは雷サージによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 【7条21⑮】	て、原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、設計基準電流値による雷サージに対する接地抵抗の低減等及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を行ふことにより、安全機能を損なわない設計とする。	【7条21】	針」を参考し設定した設計基準電流値(100kA)の落雷によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 ⑥その上で、外部事象防護対象施設等は、雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行ふとともに、安全保護回路への雷サージ侵入の抑制を行ふことにより、安全機能を損なわない設計とする。 ①	接地抵抗の低減等を行ふとともに、安全保護回路への雷サージ侵入の抑制を行ふことにより、安全機能を損なわない設計とする。 ①	追加要求事項に伴う差異	原 子 炉 冷 却 系 统 施 設 (共 通) 2.3.3 設計方針
重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ⑥ 【7条22】	生物学的事象	生物学的事象	(a-8) 生物学的事象	生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入に対し、その安全機能を損なわない設計とする。生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入に対し、その安全機能を損なわない設計とする。	生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入に対し、その安全機能を損なわない設計とする。	同上	生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。
f. 生物学的事象	i. 生物学的事象	生物学的事象を有する構造物、系統及び機器は、生物学的事象に対して、海生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は、端子箱貫通部の開止処置	生物学的事象	生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生による影響を防止するため、除塵装置及び機器とする。	生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生による影響を防止するため、除塵装置及び機器とする。	生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生による影響を防止するため、除塵装置及び機器とする。	生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生による影響を防止するため、除塵装置及び機器とする。

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
 背色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載  
 茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比  
 緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比  
 黄色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 ピンク色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 青色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 グリーン色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
 ブラック色：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ き)	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 ■：前回指出時の変更箇所	【〇〇条〇〇】：開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開港する資料> ・様式-1への属する機器リスト(附属説明書) ・技術基準規則に開港する機器(開港概要書別紙) 【7条23】	①m⑤ 【7条23】	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生物に対して、侵入を防止する又は予備を有することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ⑥ 【7条24】	通部の閉止処置を行う設計とする。 【7条23】	象施設等及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、海生生物であるクレーフ等の発生に対し、墨林による原子炉補機冷却海水系等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナーを設置し、必要に応じて墨林を除去することにより、安全施設の生物学的事象に対する健全性の確保若しくは生物学的事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行ふこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①m⑤ 【7条24】	①m⑤ 【7条23】	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3.3 設計方針
g. 潮	j. 高潮	(a-10)高潮	外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備(非常用取水設備を除く。)は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.+3.5m)以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n 【7条25】	安全施設(非常用取水設備を除く。)は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.+3.5m)以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n 【7条25】	高潮によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機	同上	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に対する差異

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置更新可と本文及び基本設計方針からの引用以外の記載</p> <p>茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>■前回指出からの変更箇所</p>	<p>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 &lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規則リスト（設定根拠）</p> <p>別添-1</p>
--	---

要要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ① (①)重複）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(2) 人為事象	(a-12) 船舶の衝突	安全施設は、航路を通行する船舶の衝突に対し、航路から離隔距離を確保することにより、安全施設の船舶の衝突に対する健全性の確保若しくは船舶の衝突による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①o①p 【7条26】	1.8.12 船舶の衝突防護に関する基本方針	航路を通行する船舶の衝突に対し、航路から離隔距離を確保することにより、安全機能を損なわない設計とする。 ⑥ 小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まるところから取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過し、カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても、呑み口が広いため、取水性を損なうことはない。 ①o⑤p	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針
(2) 人為事象	a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まるること及び呑み口が広く、取水性を損なわないことから、船舶の衝突により安全機能を損なわない設計とする。 ①o①p 【7条26】	重大事故等対処設備は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることが設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置することにより、船舶の衝突により取水性を損なわない設計とする。 ①⑤ 【7条27】	重大事故等対処設備は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることが設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置することにより、船舶の衝突により取水性を損なわない設計とする。 ①⑤ 【7条27】	船舶の座礁により重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。 したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく、安全施設の安全機能を損なうことはない。 ⑥	設備設計の明確化	同上

第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	原 子 炉 冷 却 系 統 施 設 (共通) 2.3.3 設計方針
a. 電磁的障害 安全機能を有する構造物、系統及び機器は、電磁波の侵入を防止する設計とする。 【7条28】	b. 電磁的障害 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、電磁波によりその機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや絶縁回路の設置、又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計とする。 ①q⑤ 【7条28】	(a-13) 電磁的障害 安全施設は、電磁的障害による擾乱に対し、制御盤へ八線する電源受電部へのライシンフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号出入力部へのライシンフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計とする。	1.8.13 電磁的障害防護に関する基本方針 安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ八線する電源受電部へのライシンフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号出入力部へのライシンフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。 ①q④重複 ⑤	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原 子 炉 冷 却 系 統 施 設 (共通) 2.3.3 設計方針		
c. 航空機の墜落 重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は屋外において設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。 ⑥ 【7条29】	c. 航空機の墜落 重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は屋外において設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。	4 兼用キャスクが設置許可基準規則第六条第四項又は第五項の規定によりその安全性自然現象によりある場合を損なうおそれがある場合	兼用キャスク貯蔵施設に対する要求は、当該設備がなすことから除外する旨記載基準要求への適合性を明確化	同上	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 2.1 核燃料貯蔵設備の基本方針		

4 兼用キャスクが設置許可基準規則第六条第四項又は第五項の規定により定める自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改

使用済燃料を貯蔵する兼用キャスクは保有しない。

c. 航空機の墜落  
重大事故等対処設備は、建  
屋内に設置するか、又は屋外  
において設計基準事故対処  
設備等と位置的分散を図り  
設置する。  
〔17条29〕

基準要求への適合性を明確化  
同上

2.1 燃料貯蔵設備の基本方針	核燃料物質の取扱施設及び貯藏施設
-----------------	------------------

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】**

様式-7

赤色：様式-6にに関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
黒色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載	<開車ナット資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	■：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
良その他の適切な措置を講じなければならない。 <b>〔解説〕</b>						
6 第4項及び第5項に規定する「適切な措置を講じなければならない」には、供用中の運転管理等の運用上の措置及び対象とする発生源から一定の距離を置くことを含む。 <b>〔解説〕</b>						
5 兼用キャスクが設置許可基準規則第六条第六項又は第七項の規定により定める人による事象によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 <b>〔解説〕</b>						

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

### 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	<b>[〇〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番</b> <b>&lt;開車する資料&gt;</b>
茶色：設置変更許可と本文及付箋の重要性（後）との対比	<b>[様式-1への開車表（補足説明資料）]</b>
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	<b>[様式-1への開車表（補足説明資料）]</b>
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	<b>[前回指出時の要箇所</b> <b>別添-1]</b>

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈 (外部からの衝撃による損傷の防止) (竜巻)	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類(一) 本文	設置許可申請書 添付書類(一) 本文	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>第七条 設計基準対象施設（兼用キャスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p><b>①②③④⑤</b></p> <p><b>【解説】</b></p> <p>1 第1項に規定する「想定される自然現象」には、台風、竜巻、降水、積雪、凍結、落雷、火山事象、生物学的事象、森林火災等を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならぬ場合には、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。<b>①③</b></p>	<p>口 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本の方針のもとに安全設計を行つ。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a-2) 竜巻</p> <p>安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その<b>安全機能を損なわない</b>設計とする。<b>②a</b>また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のブランケット配置から想定される竜巻に随伴する事象に対しても、安全機能を損なわない設計とする。<b>④a④b</b></p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の<b>最大風速</b>は、<u>100m/s①a</u>とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他の竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。<b>②b</b></p> <p>また、重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能を損なわないようにするためにそ</p>	<p>1. 安全設計</p> <p>1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針</p> <p>1.8.2 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>1.8.2.1 設計方針 (1) 竜巻に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設が竜巻に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するためには必要な安全機能を損なわないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全施設は、設計荷重による被的影響によつて、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離</p> <p>b. 設計竜巻による風圧による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能を損なわないようにするためにそ</p>	<p>原子炉冷却系統施設（共通）</p> <p>2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)</p> <p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p>			

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（龍巻）

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
④a 引用元：P1	⑦	更に、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。 なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。	⑥	【7条 32】  (a) 影響評価における荷重の設定 構造強度評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせた設計荷重を設定する。	c. 竜巻による気圧の低下 d. 外気と繋がっている箇所への風の流入 設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。 竜巻影響評価の対象施設としては、「1.8.2.1(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価 対象施設」及び「1.8.2.1(4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」に示す施設を、竜巻影響評価の対象施設とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり
②b 引用元：P1	⑧	風圧力による荷重及び気圧による荷重としては、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。 飛来物の衝撃荷重としては、設置(変更)許可を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×高さ0.2m、質量125kg、飛来時の	【7条33】	は、竜巻による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせた設計荷重を設定する。	なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備(系統、機器)及び建屋、構築物のうち、竜巻の影響を受ける可能性がある施設を抽出した結果、追加で「1.8.2.1(3) 外部象	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

7

**【100条OO】** 開闢する資料と基本設計方針を統一けるための付番  
　　<開闢する資料>  
　　・機式-1への展開表 (補足説明資料)  
　　・技術差異規則と基本設計方針 (後)との対比  
　　・前回捲出時からの変更箇所  
**赤色**: 構式-6に関する記載 (付番及び下綴)  
　　青色: 設置変更許可本文及び添付書類からの引用以外の記載  
　　茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後)との対比  
　　緑色: 技術差異規則と基本設計方針 (後)との対比  
　　黄色: 基本設計方針 (後)との対比

・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書別添-1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及付箋等の付箋の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋等（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（該定根地に関する説明書 別添-1）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋等）	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	備考
		<p>水平速度 46.6m/s、飛来時の 鉛直速度 16.7～34.7m/s) よりも運動エネルギー又は貫通 力が大きな重大事故等対処 設備、資機材等は設置場所 及び障害物の有無を考慮 し、固縛、固定又は外部事象 防護対象施設等からの離隔 を実施すること、並びに車 両については入構管理及び 退避を実施することにより 飛来物とならない措置を講 じることから、設計飛来物 が衝突する場合の荷重を設 定することを基本とする。</p> <p>更に、設計飛来物に加えて、 竜巻の影響を考慮する施設 の設置状況その他環境状況 を考慮し、評価に用いる飛 来物の衝突による荷重を設 定する。</p>	<p>防護対象施設等のうち評価 対象施設に反映する施設 ではない。</p> <p>竜巻に対する防護設計を 行う、外部事象防護対象施設及 び外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得る 施設を「評価対象施設等」と いう。</p> <p>外部事象防護対象施設等 の安全機能を損なわないよ うにするため、外部事象防 護対象施設等に影響を及ぼ す飛来物の発生防止対策を 実施するとともに、作用す る設計荷重に対する外部事 象防護対象施設の構造健全 性の維持、外部事象防護対 象施設を内包する区画の構 造健全性の確保若しくは飛 来物による損傷を考慮し て、代替設備により必要な 機能を確保すること、安全 上支障のない期間での修復 等の対応又はそれらを適切 に組み合わせた設計とす る。 ◇</p> <p>屋外に設置する外部事象 防護対象施設の構造健全性 の維持又は外部事象防護対 象施設を内包する区画の構 造健全性の確保において、 それらを防護するためには設 置する竜巻飛来物防護対策 設備は、竜巻防護ネット、防 護鋼板等から構成し、飛来</p>	<p>③a 引用元：P2</p> <p>②③a 【7条 34】</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組み切ったものの付番
青色：設置変更許可本文及以外の資料	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（設定期間）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（設定期間）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 物から外部事象防護対象施 設等を防護できる設計とす る。③d）	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後） 物から外部事象防護対象施 設等を防護できる設計とす る。③d）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
なお、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備、資機材等については、その保管場所、設置場所及び障害物の有無を考慮し、外部門事象防護対象施設、飛来物の衝突により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措置（以下「防護対策施設」という。）及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔によって、浮き上がり又は横滑りにより外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛来物とならない設計とする。③c  重大事故等対処設備、資機材等の固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること、並びに車両については、入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。③c  【7条 36】	(2) 設計竜巻の設定③ 「添付書類六.7.2 竜巻」において設定した基準竜巻の最大風速は92m/sとする。 設計竜巻の設定に際して、発電所は北東が太平洋に面し、三方を山及び森林に囲まれた狭隘な地形であり、地形効果による風の増幅について評価した結果、増幅を考慮する必要はないことを確認したが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速は100m/sとする。	(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設③ 外部事象防護対象施設等は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。 外部事象防護対象施設は、外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる施設」という。）に内包され、外気と繋がっておらず設計竜巻荷重の影響から防護される施設（以下「外殻となる施設に内包され防護される施設」とい	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ③c 引用元：P2 ⑧引用元：P35				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（外気との對比）	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との對比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との對比	・技術基準規則（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）
黄色：前回指出時からの変更箇所	・技術基準規則（認定根拠）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 外気と繋がっている施設 を除く。）」といふ。), 設計竜巻荷重の影響を受ける屋外施設（以下「屋外施設」という。), 外殻となる施設に内包されるため, 設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響から防護されると、外気と繋がっており設計竜巻の気圧差による荷重の影響を受ける施設（以下「屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。）及び外殻となる施設に内包されるが設計竜巻荷重の影響から防護が期待できない施設（以下「外殻となる施設による防護機能が期待できない施設」という。）に分類し、このうち、外殻となる施設に内包され防護される施設（外気と繋がっている施設を除く。）は内包する建屋により防護する設計とすることから、評価対象施設は、屋外施設、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 外気と繋がっている施設 を除く。）」といふ。), 設計竜巻荷重の影響を受ける屋外施設（以下「屋外施設」という。), 外殻となる施設に内包されるため, 設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響から防護されると、外気と繋がっており設計竜巻の気圧差による荷重の影響を受ける施設（以下「屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。）及び外殻となる施設に内包されるが設計竜巻荷重の影響から防護が期待できない施設（以下「外殻となる施設による防護機能が期待できない施設」という。）に分類し、このうち、外殻となる施設に内包され防護される施設（外気と繋がっている施設を除く。）は内包する建屋により防護する設計とすることから、評価対象施設は、屋外施設、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋の付箋の引用	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋の引用	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋の付箋の引用	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

## 【第7条 外部からの衝撃による品質マネジメントシステムの防止（巻頭）】

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	(j) 軽油タンク室(軽油タンクA系及び軽油タンクB系を内包) (k) 軽油タンク室(H)(軽油タンクH P C S系を内包)	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	b. 屋内の施設で外気と繋がっている施設 (a) 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び原子炉補機室換気空調系 (b) 原子炉棟給排気隔離弁(原子炉建屋原子炉棟換気空調系) (c) 軽油タンクA系(燃料移送ポンプ等含む。) (d) 軽油タンクB系(燃料移送ポンプ等含む。) (e) 軽油タンクH P C S系(燃料移送ポンプ等含む。)	(j) 軽油タンク室(軽油タンクA系及び軽油タンクB系を内包) (k) 軽油タンク室(H)(軽油タンクH P C S系を内包)	c. 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設 (a) 原子炉補機室換気空調系 (4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設としては、当該施設の破損等により外部事象防護対象施設等に波及的影響を	備考

樣式-7

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みたための付録  
 <関連する資料>  
 ・様式1への展開表（補足説明資料）  
 ・技術基準要件機器部（定義根拠）に関する説明書 別添-1)  
 ・前回提出から現在までの変遷

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及付箋の表題欄（後）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 黒色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 案内用色：前回指出時からの変更箇所	<b>【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番</b> <開港する資料> ・様式-1への属関事（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（認定根拠に開港する説明書 別添-1）
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及ぼして安全機能を喪失さ せる可能性がある施設又は その施設の特定の区画とす る。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得る 施設としては、外部事象防 護対象施設等を除く構築 物、系統及び機器の中から、 外部事象防護対象施設等に 機械的影响を及ぼし得る施 設及び外部事象防護対象施 設に機械的影响を及ぼし得 る施設を以下のとおり抽出 する。  a. 外部事象防護対象施設 等に機械的影响を及ぼし得 る施設 外部事象防護対象施設等 に機械的影响を及ぼし得る 施設としては、施設の高さ と外部事象防護対象施設等 との距離を考慮して、倒壊 により外部事象防護対象施 設等を損傷させる可能性が ある施設を、外部事象防護 対象施設等に機械的影响を 及ぼし得る施設として抽出 する。 (a) 補助ボイラー建屋 (b) 1号炉制御建屋 (c) サイトバンカ建屋 (d) 海水ポンプ室門型クレ ーン  b. 外部事象防護対象施設		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及し改修申請書へからの引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及し改修申請書へからの引用	・様式-1への届出手（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ に機能的影響を及ぼし得る 施設 外部事象防護対象施設に 機能的影響を及ぼし得る施 設としては、屋外にある外 部事象防護対象施設の附 属設備で、風圧力及び設計飛 来物の衝突等による損傷に より外部事象防護対象施設 の安全機能を損なわせる可 能性がある施設を、外部事 象防護対象施設に機能的影 響を及ぼし得る施設として 抽出する。 (a) 非常用ディーゼル発電 設備排気消音器及び高压炉 心スプレイ系ディーゼル発 電設備排気消音器（以下「非 常用ディーゼル発電設備 (高压炉心スプレイ系ディ ーゼル発電設備を含む。) 排 気消音器」という。） (b) 非常用ディーゼル発電 設備燃料タンクミスト配 管、非常用ディーゼル発電 設備燃料油ドレンタンク ミスト配管、非常用ディー ゼル発電設備機関ミスト配 管及び非常用ディーゼル發 電設備潤滑油サンブタンク ミスト配管並びに高压炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備燃料タンクミスト配 管、高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備燃料油 ドレンタンクミスト配管、 高压炉心スプレイ系ディー	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ に機能的影響を及ぼし得る 施設 外部事象防護対象施設に 機能的影響を及ぼし得る施 設としては、屋外にある外 部事象防護対象施設の附 属設備で、風圧力及び設計飛 来物の衝突等による損傷に より外部事象防護対象施設 の安全機能を損なわせる可 能性がある施設を、外部事 象防護対象施設に機能的影 響を及ぼし得る施設として 抽出する。 (a) 非常用ディーゼル発電 設備排気消音器及び高压炉 心スプレイ系ディーゼル発 電設備排気消音器（以下「非 常用ディーゼル発電設備 (高压炉心スプレイ系ディ ーゼル発電設備を含む。) 排 気消音器」という。） (b) 非常用ディーゼル発電 設備燃料タンクミスト配 管、非常用ディーゼル発電 設備燃料油ドレンタンク ミスト配管、非常用ディー ゼル発電設備機関ミスト配 管及び非常用ディーゼル發 電設備潤滑油サンブタンク ミスト配管並びに高压炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備燃料タンクミスト配 管、高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備燃料油 ドレンタンクミスト配管、 高压炉心スプレイ系ディー	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線） 茶色：設置変更許可本文及付添資料） 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指針時からの変更箇所	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（5）設計飛来物の設定	（付番及び下線） 茶色：設置変更許可本文及付添資料 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指針時からの変更箇所	（付番及び下線） 茶色：設置変更許可本文及付添資料 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指針時からの変更箇所	（付番及び下線） 茶色：設置変更許可本文及付添資料 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指針時からの変更箇所	（付番及び下線） 茶色：設置変更許可本文及付添資料 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指針時からの変更箇所	（付番及び下線） 茶色：設置変更許可本文及付添資料 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指針時からの変更箇所	（付番及び下線） 茶色：設置変更許可本文及付添資料 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指針時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるたるもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋欄へからの方用以外の記載	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋の付箋欄へからの方用	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（6）荷重の組合せと許容限界					<p>（6）荷重の組合せと許容限界</p> <p>第1.8.2-1 表に発電所における設計飛来物を示す。</p> <p>飛来物の発生防止対策については、現地調査により抽出した飛来物や発電所に持ち込まれる資機材、車両等の寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、衝突時に建屋等又は竜巻飛来物防護対策設備に与えるエネルギー又は貫通力が設計飛来物のうち鋼製材によるものより大きく、外部事象防護対象施設等を防護できない可能性があるものは固縛、固定又は評価対象施設等から離隔を実施し、確実に飛来物とならない運用とする。</p>	<p>（6）荷重の組合せと許容限界</p> <p>竜巻に対する防護設計を行ったため、評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重の算出、設計竜巻荷重の組合せの設定、設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定及び許容限界について以下に示す。</p> <p>a. 評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重</p> <p>設計竜巻により評価対象</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及付箋の付箋欄へからの方針以外の記載 茶色：設置変更許可本文及付箋の付箋欄へからの方針と「様式-1」への展開表（補足説明資料）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄色枠：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄色枠：前回指出時からの変更箇所	<b>【〇〇条例〇】</b> 開運する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番 <開運する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（認定根拠） ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
---	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ W <sub>w</sub> ）	設置許可申請書 添付書類（ W <sub>w</sub> ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>設計竜巻の最大風速による荷重として「風圧力による荷重（W<sub>w</sub>）」、「気圧差による荷重（W<sub>p</sub>）」及び「設計飛来物による衝撃荷重（W<sub>M</sub>）」を以下に示すとおり算出する。</p> <p>(a) 風圧力による荷重（W<sub>w</sub>）</p> <p>ここで、</p> <p>W<sub>w</sub> = q · G · C · A</p> <p>W<sub>w</sub> : 風圧力による荷重</p> <p>q : 設計用速度圧</p> <p>G : ガスト影響係数 (= 1.0)</p> <p>C : 風力係数（施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根・壁等）に応じて設定する。）</p> <p>A : 施設の受圧面積</p> <p>q = (1/2) · ρ · V<sub>D</sub><sup>2</sup></p> <p>ここで、</p> <p>ρ : 空気密度</p> <p>V<sub>D</sub> : 設計竜巻の最大風速</p> <p>ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してせい弱と考えられる評</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置要許可本文及付箋等の付箋の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置要許可本文及付箋等の付箋（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （b）気圧による荷重（W <sub>P</sub> ） 外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外壁、屋根等においては、設計図面による気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力荷重が発生する。保守的に「閉じた施設」を想定し次式のとおり算出する。 $W_P = \Delta P_{max} \cdot A$ ここで、 W <sub>P</sub> ：気圧による荷重 Δ P <sub>max</sub> ：最大気圧低下量 A：施設の受圧面積 (c) 設計飛来物による衝撃荷重（W <sub>M</sub> ） 飛来物の衝突方向及び衝突面積を考慮して設計飛来物が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる向きで衝撃荷重を算出する。
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ （b）気圧による荷重（W <sub>P</sub> ） 外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外壁、屋根等においては、設計図面による気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力荷重が発生する。保守的に「閉じた施設」を想定し次式のとおり算出する。 $W_P = \Delta P_{max} \cdot A$ ここで、 W <sub>P</sub> ：気圧による荷重 Δ P <sub>max</sub> ：最大気圧低下量 A：施設の受圧面積 (c) 設計飛来物による衝撃荷重（W <sub>M</sub> ） 飛来物の衝突方向及び衝突面積を考慮して設計飛来物が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる向きで衝撃荷重を算出する。 <td>b. 設計図面荷重の組合せ評価対象施設等の設計に</td>	b. 設計図面荷重の組合せ評価対象施設等の設計に

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋等の付箋の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋等の付箋の引用	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（該定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	前回指出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋等）	設置許可申請書 添付書類（ 付箋等）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及付箋の裏面に重複（後）からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可本文及付箋の裏面（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 黒色：前回指出時からの変更箇所	<b>【〇〇条例〇】</b> 開運する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番 <開運ナシ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（認定根拠に開する説明書 別添-1)
赤色：設置変更許可本文及付箋の裏面に重複（後）からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可本文及付箋の裏面（後）との対比 緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 紫色：前回指出時からの変更箇所	<開運ナシ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（認定根拠に開する説明書 別添-1)

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後） ）	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後） ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の変更箇所からの引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋の変更箇所からの引用	・様式-1への届出事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後））	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
				<p>iii) ひょう</p> <p>ひょうは、雑乱雲から降る直径5mm 以上の氷の粒<sup>(2)</sup>であり、仮に直径10cm 程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約0.5kg である。直径10cm 程度のひょうの終端速度は59m / s<sup>(3)</sup>、運動エネルギーは約0.9kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>iv) 降水</p> <p>竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設には荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>(c) 設計基準事故時荷重</p> <p>外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。</p>				

## 【第7条 外部からの衝撃による品質マネジメントシステムの防止（巻頭）】

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
d. 許容限界	建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価について は、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。 • 建築基準法 • 日本産業規格 • 日本建築学会及び土木学会等の基準、指針類 • 原子力発電所耐震設計技術指針JEG4601-1987（日本電気協会） • 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会） • 原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類	系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚である貫通限界厚さと部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に				

樣式-7

【〇〇冬〇〇】開運する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料の例>  
・技術基準要領(技術基準要領)、(電気基準要領)に関する説明書  
・技術基準要領(技術基準要領)、(電気基準要領)に関する説明書  
・前回提出書類からの変更箇所

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（龍巻）

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

樣式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及以外の資料による引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置変更許可本文及以外の資料による引用	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則との対比	・技術基準規則に対する評価
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び 下線）	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

<p>求される機能を維持する設計とするることを基本とする。屋内の外部事象防護対象施設について、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構成強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p> <p>①b①c 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 ③ 【7条 37】</p>	<p>計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。） 高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>①b 引用元：P18 ①c 引用元：P24</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考慮した配置とすることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に</p> <p>設備設計の明確化 (重大事故等対処設備の竜巻に対する基本設計)</p> <p>(c) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ 高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは、設計飛来物の衝突により貫通</p>
---	---	---

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針（後）との対比	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及く基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（法定根拠）と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するために必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧によ る荷重に対し、設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。  【7条 38】	発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するために必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧によ る荷重に対し、設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。  【7条 38】	発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するために必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧によ る荷重に対し、設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。	発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するために必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧によ る荷重に対し、設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。	発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するために必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧によ る荷重に対し、設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。	(d) 復水貯蔵タンク 復水貯蔵タンクは、風圧力 による荷重、気圧差荷重及 び設備に常時作用する荷重 に対して構造健全性が維持 され、安全機能を損なわな い設計とする。設計飛来物 の衝突により、復水貯蔵 タンクの部材が損傷したとし ても、安全機能を損なわな い設計とする。	(e) 非常用ガス処理系（屋 外配管） 非常用ガス処理系の屋外 配管は、設計飛来物の衝突 により貫通することを考慮 しても、閉塞することはな く、非常用ガス処理系の排 気機能が維持される設計と する。さらに、非常用ガス処 理系の屋外配管は開かれた 構造物であり気圧差荷重も 作用しないことから、風圧 による荷重及び非常用ガ	防護措置として設置する 防護対策施設としては、竜 巻防護ネット（ネット（金網 部）（硬鋼線材：線径Φ4mm, 網目寸法 50mm 及び 40mm）,	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書類（ 添付書類）	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及下部構造重量軽減からの方針の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番 <開港する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（該定根地に関する説明書 別添-1） ■開港時から変更箇所	防護板（炭素鋼：板厚8mm以上）及び支持部材により構成する。）及び電線防護鋼板（防護鋼板：板厚8mm以上）及び架構により構成する。）を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。	防護板（炭素鋼：板厚8mm以上）及び支持部材により構成する。）及び電線防護鋼板（防護鋼板：板厚8mm以上）及び架構により構成する。）を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外	（f）排気筒 排気筒の筒身については、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、閉塞することはなく、排気筒の排気機能が維持される設計とする。さらに、排気筒は開かれた構造物であり気圧差荷重は作用しないことから、風圧力による荷重及び排気筒に常に作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。	ス処理系の屋外配管に常に作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。	（g）原子炉建屋 原子炉建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持され、排気筒全体が倒壊しない設計とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	

③d 【7条39】

外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については、設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを基本となる設計とする。飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突し、その機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講

③d引用元：P4

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及び基本設計方針（後）との対比）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
①③⑦ 【7条 40】	また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とすることを基本とする。	①③⑦ 【7条 41】	また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とすることを基本とする。	赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及以外の付番 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	①③⑦ 【7条 40】 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	卷による気圧低下による開放及び設計飛来物の貫通により、原子炉建屋原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能を損なう可能性があるが、開放又は貫通した場合は、速やかにプラントを停止し、補修を実施することで安全機能を損なわない設計とする。 また、原子炉建屋は外部事象防護対象施設を内包する建屋でもあるため、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構成健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により原子炉建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、原子炉建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	①③⑦ 【7条 41】 以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>	(h) タービン建屋及び制御建屋 タービン建屋及び制御建屋は、風圧力による荷重、気圧による荷重、設計飛来

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及以外の付箋	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及以外の付箋	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	・技術基準規則方針（前）と基本設計方針（後）との対比

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 軽油タンク室及び軽油タンク室（H）          軽油タンク室及び軽油タンク室（H）は、地下埋設されており風圧力による荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び施設に常時作用する荷重に対し、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。また、ビット頂版（鉄筋コンクリート造）は設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とし、ハッチ（鋼製）は設計飛来物の衝突においても貫通せず、変形に留まる設計とすることで、軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHP C S系等の安全機能を損な</p>	

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（龍巻）

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類人	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
b. 屋内の施設で外気と繋がっている施設がついている外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて施設の補強、防護鋼板の設置等の巻飛来物防護対策設備又は運用による巻飛来物防護対策を講じる方針とする。  (a) 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び原子炉補機室換気空調系	中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系は、制御建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。  原子炉補機室換気空調系は、防護鋼板等の巻飛来物防護対策を行う原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、設計飛来物による衝					

【〇〇余〇〇】開連する資料と基本設計方針を統一するための付番  
<開連する資料>  
・機械-1への換算表（補助説明資料）  
・技術基準規則と機械規則に関する説明書 別添-1  
・前面差出開帳からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指針からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針と の対比）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）の引用以外の記載  
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比  
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比  
黄色：前回指針からの変更箇所

（b）原子炉棟給排気隔壁弁（原子炉建屋原子炉棟換換気空調系）

原子炉建屋原子炉棟給排気隔壁弁（原子炉建屋原子炉棟換換気空調系）は、原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び原子炉棟給排気隔壁弁（原子炉建屋原子炉棟換換気空調系）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

（c）軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクH P C S系（燃料移送ポンプ等含む。）は、地下埋設されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び原子炉棟給排気隔壁弁（原子炉建屋原子炉棟換換気空調系）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付属資料（付番）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付属資料（付番）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 外殻となる施設による 防護機能が期待できない施 設）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>c. 外殻となる施設による 防護機能が期待できない施 設</p> <p>外殻となる施設による防 護機能が期待できない施設 は、設計荷重に対して、安全 機能が維持される設計と し、必要に応じて開口部建 具の補強等、防護鋼板の設 置等の竜巻飛来物防護対策 設備又は運用による竜巻防 護対策を講じる方針とす る。</p> <p>(a) 原子炉補機機室換気空調 系</p> <p>原子炉補機機室換気空調系 は、設計飛来物の衝突によ り、開口部建具に貫通が発 生することを考慮し、防護 鋼板等で開口部建具の竜巻 防護対策を行うことによ り、原子炉補機機室換気空調 系への設計飛来物の衝突を 防止し、風圧力による荷重、 気圧差による荷重及び原子 炉補機機室換気空調系に常時 作用する荷重に対して、構 造健全性が維持され、安全 機能を損なわない設計とす る。</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）との対比	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）
黄色：前回指出時からの変更箇所	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ d. 外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得 る施設 外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得 る施設については、設計荷重 による影響を受ける場合に おいても外部事象防護対象 施設等に影響を及ぼさない よう、必要に応じて施設の 補強、竜巻飛来物防護対策 設備又は運用による巻き戻 護対策を実施することによ り、外部事象防護対象施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ボイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン カ建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバンカ建 屋は、風圧力による荷重、氣 圧差による荷重、設計飛來 物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影 響を及ぼさない設計とす る。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番	<開港する資料>					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】**

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への属間事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）との対比	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への属用事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後） に機能 的影響を及ぼさない設計と する。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（d）非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管 非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管に常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及付箋の付箋欄（黒）からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄色枠：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番 <開港する資料> ・様式-1への属用事（補足説明資料） ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 別添1
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ む。）に機能的影響を及ぼさ ない設計とする。	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（e） 軽油タンクA系ペント配管、軽油タンクB系ペント配管、軽油タンクHPCS系ペント配管 軽油タンクA系ペント配管、軽油タンクB系ペント配管及び軽油タンクHPCS系ペント配管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、配管が閉塞することがなく、軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系の機能が維持される設計とする。 さらに、軽油タンクA系ペント配管、軽油タンクB系ペント配管及び軽油タンクHPCS系ペント配管は風圧力による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系に機能的影響を及ぼさない設計とする。 以上の評価対象施設等の防護設計を考慮して、設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等を第1.8.2-2表に、外部事象							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及以外の資料から引用の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（前）と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ⑥）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ 後）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
							<p>（8）竜巻随伴事象に対する評価</p> <p>竜巻隨伴事象として、過去の竜巻被害事例及び発電所の施設の配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失<sup>④c</sup>を抽出し、事象が発生する場合においても、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 火災</p> <p>竜巻隨伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。</p> <p>建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、また、外部事象防護対象施設を設置している区画の開</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋等の付箋の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋等の付箋	・様式-1への届け事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則との対比	・技術基準規則リスト（該定根地に關する説明書 別添-1）

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ④b④c 【7条42】）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針（ ④b④c 【7条42】）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ④b④c 【7条42】）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針（ ④b④c 【7条42】）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）との対比	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （付番及び下線）））	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （付番及び下線）））	護対象施設の安全機能を損 なう可能性がある溢水源が 配置されておらず、また、外 部事象防護対象施設を設置 している建屋の開口部に は、防護鋼板設置等の飛来 物防護対策を行うことを考 慮すると、飛来物が到達す ることはないことから、設 計竜巻により建屋内に溢水 が発生することはない。ま た、建屋内には設計竜巻によ る気圧低下の影響を受けな いことから建屋内の外部事 象防護対象施設の安全機能 を損なわない。  建屋外については、気圧低 下の影響による屋外タンク 等の破損は考え難いもの の、設計竜巻による飛来物 の衝突による屋外タンク等 の破損に伴う溢水が想定さ れるが、「1.7 溢水防護に関 する基本方針」にて、竜巻時 の屋外タンク等の破損を想 定し、溢水が安全機器に 影響を及ぼさない設計とし ていることから、竜巻時 事象による屋外タンク等が 損傷して発生する溢水によ り外部事象防護対象施設の 安全機能を損なわない。  以上より、竜巻随伴事象と しての溢水に対して外部事 象防護対象施設が安全機能 を損なわない設計とする。	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋等へから引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋等へから引用	・様式-1への届出事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
■	：前回指出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ c. 外部電源喪失	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>c. 外部電源喪失</p> <p>設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。設計竜巻に対して非常用ディーゼル発電機（高圧恒心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.8.2.2 手順等</p> <p>竜巻に対する防護について は、竜巻に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順等を定める。</p> <p>(1) 屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防護対象施設等への影響の有無を確認する。外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす資機材、車両等について は、固定、固定、<u>外部事象防護対象施設等から離隔</u>、頑健な建屋内に収納又は撤去する。これら飛来物発生防止対策について手順を定め</p>			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】**

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ⑧）	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				(2) 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後ににおいて、外部事象防護対象施設等を防護するための操作・確認、補修等が必要となる事項について手順を定める。⑧			

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付属資料	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（認定根拠）
	■前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

第七条 設計基準対象施設（兼用キャスクを除く。）によりそ  
の安全性能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎  
地盤の改良その他の適切な措置を講じなければなら  
ない。  
①②③

【解説】  
1 第1項に規定する「想定される自然現象」には、台  
風、竜巻、降水、積雪、凍結、落雷、火山現象、生物学的現象、森林火災等を含む。

2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならない  
ない」には、供用中における運転管理等の運用上の措置  
を含む。③

要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンドブック）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンドブック）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（外部からの衝撃による損傷の防止） (火山の影響)	口 発電用原子炉施設の一 般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設 は、(1) 耐震構造、(2) 耐津 波構造に加え、以下の基本 の方針のもとに安全設計を行 う。 a. 設計基準対象施設 (a-7) 火山の影響 安全施設は、発電所の運 用期間において発電所の 安全機能に影響を及ぼし得 る火山現象として①a 設定 した層厚 15cm、粒径 2 mm 以 下、密度 0.7 g/cm <sup>3</sup> （乾燥状態） ～1.5 g/cm <sup>3</sup> （湿潤状態）の降 下火砕物②b に対し、以下の ような設計とすることによ り降下火砕物による直接的 影響に対し③a て機能維持 すること若しくは降下火砕 物による損傷を考慮して、 代替設備により必要な機能 を確保すること、安全上支 障のない期間での修復等の 対応又はそれらを適切に組 み合わせることで、その安 全機能を損なわない設計と する。① ① a 【7条43】	1. 安全設計 1.8 外部からの衝撃による 損傷の防止に関する基本方 針 1.8.7 火山防護に関する基 本方針 1.8.7.1 設計方針 (1) 火山現象に対する設計 の基本方針① 安全施設は、火山現象に 対して、発電用原子炉施設 の安全性を確保するために 必要な機能を損なわない設 計とする。このため、「添付 書類六.7.1 火山」で評価し 抽出された発電所に影響を 及ぼし得る火山現象である 降下火砕物に対して、対策 を行い、建屋による防護、構 造健全性の維持、代替設備 の確保等によって、安全機 能を損なわない設計とす る。 降下火砕物によってその 安全機能が損なわれないこ とを確認する必要がある施 設を、安全重要度分類のク ラス1、クラス2及びクラ ス3に属する構築物、系統 及び機器とする。 降下火砕物によってその 安全機能が損なわれないこ とを確認する必要がある施 設のうち、外部事象防護対 象施設は、建屋による防護 又は構造健全性の維持等に	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)				
（外部からの衝撃による損傷の防止） (火山の影響)	—	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	—	・構造物への静的負荷に対 して安全裕度を有する設計 とすること① ・水循環系の閉塞に対して 狭隘部等が閉塞しない設計 とすること③c ・換気系、電気系及び計測制	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)	

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載  
<開車寸法資料>  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比  
黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
■別添-1  
■別添-2  
■別添-3  
■別添-4  
■別添-5  
■別添-6  
■別添-7  
■別添-8  
■別添-9  
■別添-10  
■別添-11  
■別添-12  
■別添-13  
■別添-14  
■別添-15  
■別添-16  
■別添-17  
■別添-18  
■別添-19  
■別添-20  
■別添-21  
■別添-22  
■別添-23  
■別添-24  
■別添-25  
■別添-26  
■別添-27  
■別添-28  
■別添-29  
■別添-30  
■別添-31  
■別添-32  
■別添-33  
■別添-34  
■別添-35  
■別添-36  
■別添-37  
■別添-38  
■別添-39  
■別添-40  
■別添-41  
■別添-42  
■別添-43  
■別添-44  
■別添-45  
■別添-46  
■別添-47  
■別添-48  
■別添-49  
■別添-50  
■別添-51  
■別添-52  
■別添-53  
■別添-54  
■別添-55  
■別添-56  
■別添-57  
■別添-58  
■別添-59  
■別添-60  
■別添-61  
■別添-62  
■別添-63  
■別添-64  
■別添-65  
■別添-66  
■別添-67  
■別添-68  
■別添-69  
■別添-70  
■別添-71  
■別添-72  
■別添-73  
■別添-74  
■別添-75  
■別添-76  
■別添-77  
■別添-78  
■別添-79  
■別添-80  
■別添-81  
■別添-82  
■別添-83  
■別添-84  
■別添-85  
■別添-86  
■別添-87  
■別添-88  
■別添-89  
■別添-90  
■別添-91  
■別添-92  
■別添-93  
■別添-94  
■別添-95  
■別添-96  
■別添-97  
■別添-98  
■別添-99  
■別添-100  
■別添-101  
■別添-102  
■別添-103  
■別添-104  
■別添-105  
■別添-106  
■別添-107  
■別添-108  
■別添-109  
■別添-110  
■別添-111  
■別添-112  
■別添-113  
■別添-114  
■別添-115  
■別添-116  
■別添-117  
■別添-118  
■別添-119  
■別添-120  
■別添-121  
■別添-122  
■別添-123  
■別添-124  
■別添-125  
■別添-126  
■別添-127  
■別添-128  
■別添-129  
■別添-130  
■別添-131  
■別添-132  
■別添-133  
■別添-134  
■別添-135  
■別添-136  
■別添-137  
■別添-138  
■別添-139  
■別添-140  
■別添-141  
■別添-142  
■別添-143  
■別添-144  
■別添-145  
■別添-146  
■別添-147  
■別添-148  
■別添-149  
■別添-150  
■別添-151  
■別添-152  
■別添-153  
■別添-154  
■別添-155  
■別添-156  
■別添-157  
■別添-158  
■別添-159  
■別添-160  
■別添-161  
■別添-162  
■別添-163  
■別添-164  
■別添-165  
■別添-166  
■別添-167  
■別添-168  
■別添-169  
■別添-170  
■別添-171  
■別添-172  
■別添-173  
■別添-174  
■別添-175  
■別添-176  
■別添-177  
■別添-178  
■別添-179  
■別添-180  
■別添-181  
■別添-182  
■別添-183  
■別添-184  
■別添-185  
■別添-186  
■別添-187  
■別添-188  
■別添-189  
■別添-190  
■別添-191  
■別添-192  
■別添-193  
■別添-194  
■別添-195  
■別添-196  
■別添-197  
■別添-198  
■別添-199  
■別添-200  
■別添-201  
■別添-202  
■別添-203  
■別添-204  
■別添-205  
■別添-206  
■別添-207  
■別添-208  
■別添-209  
■別添-210  
■別添-211  
■別添-212  
■別添-213  
■別添-214  
■別添-215  
■別添-216  
■別添-217  
■別添-218  
■別添-219  
■別添-220  
■別添-221  
■別添-222  
■別添-223  
■別添-224  
■別添-225  
■別添-226  
■別添-227  
■別添-228  
■別添-229  
■別添-230  
■別添-231  
■別添-232  
■別添-233  
■別添-234  
■別添-235  
■別添-236  
■別添-237  
■別添-238  
■別添-239  
■別添-240  
■別添-241  
■別添-242  
■別添-243  
■別添-244  
■別添-245  
■別添-246  
■別添-247  
■別添-248  
■別添-249  
■別添-250  
■別添-251  
■別添-252  
■別添-253  
■別添-254  
■別添-255  
■別添-256  
■別添-257  
■別添-258  
■別添-259  
■別添-260  
■別添-261  
■別添-262  
■別添-263  
■別添-264  
■別添-265  
■別添-266  
■別添-267  
■別添-268  
■別添-269  
■別添-270  
■別添-271  
■別添-272  
■別添-273  
■別添-274  
■別添-275  
■別添-276  
■別添-277  
■別添-278  
■別添-279  
■別添-280  
■別添-281  
■別添-282  
■別添-283  
■別添-284  
■別添-285  
■別添-286  
■別添-287  
■別添-288  
■別添-289  
■別添-290  
■別添-291  
■別添-292  
■別添-293  
■別添-294  
■別添-295  
■別添-296  
■別添-297  
■別添-298  
■別添-299  
■別添-300  
■別添-301  
■別添-302  
■別添-303  
■別添-304  
■別添-305  
■別添-306  
■別添-307  
■別添-308  
■別添-309  
■別添-310  
■別添-311  
■別添-312  
■別添-313  
■別添-314  
■別添-315  
■別添-316  
■別添-317  
■別添-318  
■別添-319  
■別添-320  
■別添-321  
■別添-322  
■別添-323  
■別添-324  
■別添-325  
■別添-326  
■別添-327  
■別添-328  
■別添-329  
■別添-330  
■別添-331  
■別添-332  
■別添-333  
■別添-334  
■別添-335  
■別添-336  
■別添-337  
■別添-338  
■別添-339  
■別添-340  
■別添-341  
■別添-342  
■別添-343  
■別添-344  
■別添-345  
■別添-346  
■別添-347  
■別添-348  
■別添-349  
■別添-350  
■別添-351  
■別添-352  
■別添-353  
■別添-354  
■別添-355  
■別添-356  
■別添-357  
■別添-358  
■別添-359  
■別添-360  
■別添-361  
■別添-362  
■別添-363  
■別添-364  
■別添-365  
■別添-366  
■別添-367  
■別添-368  
■別添-369  
■別添-370  
■別添-371  
■別添-372  
■別添-373  
■別添-374  
■別添-375  
■別添-376  
■別添-377  
■別添-378  
■別添-379  
■別添-380  
■別添-381  
■別添-382  
■別添-383  
■別添-384  
■別添-385  
■別添-386  
■別添-387  
■別添-388  
■別添-389  
■別添-390  
■別添-391  
■別添-392  
■別添-393  
■別添-394  
■別添-395  
■別添-396  
■別添-397  
■別添-398  
■別添-399  
■別添-400  
■別添-401  
■別添-402  
■別添-403  
■別添-404  
■別添-405  
■別添-406  
■別添-407  
■別添-408  
■別添-409  
■別添-410  
■別添-411  
■別添-412  
■別添-413  
■別添-414  
■別添-415  
■別添-416  
■別添-417  
■別添-418  
■別添-419  
■別添-420  
■別添-421  
■別添-422  
■別添-423  
■別添-424  
■別添-425  
■別添-426  
■別添-427  
■別添-428  
■別添-429  
■別添-430  
■別添-431  
■別添-432  
■別添-433  
■別添-434  
■別添-435  
■別添-436  
■別添-437  
■別添-438  
■別添-439  
■別添-440  
■別添-441  
■別添-442  
■別添-443  
■別添-444  
■別添-445  
■別添-446  
■別添-447  
■別添-448  
■別添-449  
■別添-450  
■別添-451  
■別添-452  
■別添-453  
■別添-454  
■別添-455  
■別添-456  
■別添-457  
■別添-458  
■別添-459  
■別添-460  
■別添-461  
■別添-462  
■別添-463  
■別添-464  
■別添-465  
■別添-466  
■別添-467  
■別添-468  
■別添-469  
■別添-470  
■別添-471  
■別添-472  
■別添-473  
■別添-474  
■別添-475  
■別添-476  
■別添-477  
■別添-478  
■別添-479  
■別添-480  
■別添-481  
■別添-482  
■別添-483  
■別添-484  
■別添-485  
■別添-486  
■別添-487  
■別添-488  
■別添-489  
■別添-490  
■別添-491  
■別添-492  
■別添-493  
■別添-494  
■別添-495  
■別添-496  
■別添-497  
■別添-498  
■別添-499  
■別添-500  
■別添-501  
■別添-502  
■別添-503  
■別添-504  
■別添-505  
■別添-506  
■別添-507  
■別添-508  
■別添-509  
■別添-510  
■別添-511  
■別添-512  
■別添-513  
■別添-514  
■別添-515  
■別添-516  
■別添-517  
■別添-518  
■別添-519  
■別添-520  
■別添-521  
■別添-522  
■別添-523  
■別添-524  
■別添-525  
■別添-526  
■別添-527  
■別添-528  
■別添-529  
■別添-530  
■別添-531  
■別添-532  
■別添-533  
■別添-534  
■別添-535  
■別添-536  
■別添-537  
■別添-538  
■別添-539  
■別添-540  
■別添-541  
■別添-542  
■別添-543  
■別添-544  
■別添-545  
■別添-546  
■別添-547  
■別添-548  
■別添-549  
■別添-550  
■別添-551  
■別添-552  
■別添-553  
■別添-554  
■別添-555  
■別添-556  
■別添-557  
■別添-558  
■別添-559  
■別添-560  
■別添-561  
■別添-562  
■別添-563  
■別添-564  
■別添-565  
■別添-566  
■別添-567  
■別添-568  
■別添-569  
■別添-570  
■別添-571  
■別添-572  
■別添-573  
■別添-574  
■別添-575  
■別添-576  
■別添-577  
■別添-578  
■別添-579  
■別添-580  
■別添-581  
■別添-582  
■別添-583  
■別添-584  
■別添-585  
■別添-586  
■別添-587  
■別添-588  
■別添-589  
■別添-590  
■別添-591  
■別添-592  
■別添-593  
■別添-594  
■別添-595  
■別添-596  
■別添-597  
■別添-598  
■別添-599  
■別添-600  
■別添-601  
■別添-602  
■別添-603  
■別添-604  
■別添-605  
■別添-606  
■別添-607  
■別添-608  
■別添-609  
■別添-610  
■別添-611  
■別添-612  
■別添-613  
■別添-614  
■別添-615  
■別添-616  
■別添-617  
■別添-618  
■別添-619  
■別添-620  
■別添-621  
■別添-622  
■別添-623  
■別添-624  
■別添-625  
■別添-626  
■別添-627  
■別添-628  
■別添-629  
■別添-630  
■別添-631  
■別添-632  
■別添-633  
■別添-634  
■別添-635  
■別添-636  
■別添-637  
■別添-638  
■別添-639  
■別添-640  
■別添-641  
■別添-642  
■別添-643  
■別添-644  
■別添-645  
■別添-646  
■別添-647  
■別添-648  
■別添-649  
■別添-650  
■別添-651  
■別添-652  
■別添-653  
■別添-654  
■別添-655  
■別添-656  
■別添-657  
■別添-658  
■別添-659  
■別添-660  
■別添-661  
■別添-662  
■別添-663  
■別添-664  
■別添-665  
■別添-666  
■別添-667  
■別添-668  
■別添-669  
■別添-670  
■別添-671  
■別添-672  
■別添-673  
■別添-674  
■別添-675  
■別添-676  
■別添-677  
■別添-678  
■別添-679  
■別添-680  
■別添-681  
■別添-682  
■別添-683  
■別添-684  
■別添-685  
■別添-686  
■別添-687  
■別添-688  
■別添-689  
■別添-690  
■別添-691  
■別添-692  
■別添-693  
■別添-694  
■別添-695  
■別添-696  
■別添-697  
■別添-698  
■別添-699  
■別添-700  
■別添-701  
■別添-702  
■別添-703  
■別添-704  
■別添-705  
■別添-706  
■別添-707  
■別添-708  
■別添-709  
■別添-710  
■別添-711  
■別添-712  
■別添-713  
■別添-714  
■別添-715  
■別添-716  
■別添-717  
■別添-718  
■別添-719  
■別添-720  
■別添-721  
■別添-722  
■別添-723  
■別添-724  
■別添-725  
■別添-726  
■別添-727  
■別添-728  
■別添-729  
■別添-730  
■別添-731  
■別添-732  
■別添-733  
■別添-734  
■別添-735  
■別添-736  
■別添-737  
■別添-738  
■別添-739  
■別添-740  
■別添-741  
■別添-742  
■別添-743  
■別添-744  
■別添-745  
■別添-746  
■別添-747  
■別添-748  
■別添-749  
■別添-750  
■別添-751  
■別添-752  
■別添-753  
■別添-754  
■別添-755  
■別添-756  
■別添-757  
■別添-758  
■別添-759  
■別添-760  
■別添-761  
■別添-762  
■別添-763  
■別添-764  
■別添-765  
■別添-766  
■別添-767  
■別添-768  
■別添-769  
■別添-770  
■別添-771  
■別添-772  
■別添-773  
■別添-774  
■別添-775  
■別添-776  
■別添-777  
■別添-778  
■別添-779  
■別添-780  
■別添-781  
■別添-782  
■別添-783  
■別添-784  
■別添-785  
■別添-786  
■別添-787  
■別添-788  
■別添-789  
■別添-790  
■別添-791  
■別添-792  
■別添-793  
■別添-794  
■別添-795  
■別添-796  
■別添-797  
■別添-798  
■別添-799  
■別添-800  
■別添-801  
■別添-802  
■別添-803  
■別添-804  
■別添-805  
■別添-806  
■別添-807  
■別添-808  
■別添-809  
■別添-810  
■別添-811  
■別添-812  
■別添-813  
■別添-814  
■別添-815  
■別添-816  
■別添-817  
■別添-818  
■別添-819  
■別添-820  
■別添-821  
■別添-822  
■別添-823  
■別添-824  
■別添-825  
■別添-826  
■別添-827  
■別添-828  
■別添-829  
■別添-830  
■別添-831  
■別添-832  
■別添-833  
■別添-834  
■別添-835  
■別添-836  
■別添-837  
■別添-838  
■別添-839  
■別添-840  
■別添-841  
■別添-842  
■別添-843  
■別添-844  
■別添-845  
■別添-846  
■別添-847  
■別添-848  
■別添-849  
■別添-850  
■別添-851  
■別添-852  
■別添-853  
■別添-854  
■別添-855  
■別添-856  
■別添-857  
■別添-858  
■別添-859  
■別添-860  
■別添-861  
■別添-862  
■別添-863  
■別添-864  
■別添-865  
■別添-866  
■別添-867  
■別添-868  
■別添-869  
■別添-870  
■別添-871  
■別添-872  
■別添-873  
■別添-874  
■別添-875  
■別添-876  
■別添-877  
■別添-878  
■別添-879  
■別添-880  
■別添-881  
■別添-882  
■別添-883  
■別添-884  
■別添-885  
■別添-886  
■別添-887  
■別添-888  
■別添-889  
■別添-890  
■別添-891  
■別添-892  
■別添-893  
■別添-894  
■別添-895  
■別添-896  
■別添-897  
■別添-898  
■別添-899  
■別添-900  
■別添-901  
■別添-902  
■別添-903  
■別添-904  
■別添-905  
■別添-906  
■別添-907  
■別添-908  
■別添-909  
■別添-910  
■別添-911  
■別添-912  
■別添-913  
■別添-914  
■別添-915  
■別添-916  
■別添-917  
■別添-918  
■別添-919  
■別添-920  
■別添-921  
■別添-922  
■別添-923  
■別添-924  
■別添-925  
■別添-926  
■別添-927  
■別添-928  
■別添-929  
■別添-930  
■別添-931  
■別添-932  
■別添-933  
■別添-934  
■別添-935  
■別添-936  
■別添-937  
■別添-938  
■別添-939  
■別添-940  
■別添-941  
■別添-942  
■別添-943  
■別添-944  
■別添-945  
■別添-946  
■別添-947  
■別添-948  
■別添-949  
■別添-950  
■別添-951  
■別添-952  
■別添-953  
■別添-954  
■別添-955  
■別添-956  
■別添-957  
■別添-958  
■別添-959  
■別添-960  
■別添-961  
■別添-962  
■別添-963  
■別添-964  
■別添-965  
■別添-966  
■別添-967  
■別添-968  
■別添-969  
■別添-970  
■別添-971  
■別添-972  
■別添-973  
■別添-974  
■別添-975  
■別添-976  
■別添-977  
■別添-978  
■別添-979  
■別添-980  
■別添-981  
■別添-982  
■別添-983  
■別添-984  
■別添-985  
■別添-986  
■別添-987  
■別添-988  
■別添-989  
■別添-990  
■別添-991  
■別添-992  
■別添-993  
■別添-994  
■別添-995  
■別添-996  
■別添-997  
■別添-998  
■別添-999  
■別添-1000  
■別添-1001  
■別添-1002  
■別添-1003  
■別添-1004  
■別添-1005  
■別添-1006  
■別添-1007  
■別添-10

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	御系に対する機械的影響 (開塞)に対して降下火碎物 が侵入しにくい設計とす ること③e	設置許可申請書 添付書類八	より安全機能を損なわない 設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
④ [7条41]	(a) 防護設計における降 下火碎物の特性の設定 設計に用いる降下火碎物 は、設置(変更)許可を受け た層厚15cm、粒径2mm以下、 密度0.7g/cm <sup>3</sup> (乾燥状態) と設定する。 ②b [7条45]	④ [7条41]	設工認申請書 基本設計方針(前)	御系に対する機械的影響 (開塞)に対して降下火碎物 が侵入しにくい設計とす ること③e ・水循環系の内部における 摩耗③h並びに換気系、電氣 系及び計測制御系に対する 機械的影響(摩耗)③kに対 して摩耗しにくい設計とす ること ・構造物の化学的影响(腐 食)、③l水循環系の化学的 影響(腐食)③m並びに換氣 系、電氣系及び計測制御系 に対する化学的影响(腐食) ③rに対して短期での腐食 が発生しない設計とす と③n ・発電所周辺の大気汚染③u に対して中央制御室換気空 調系は降下火碎物が侵入し にくく、さらに外気を遮断 できる設計とすること ・電氣系及び計測制御系の 盤の絶縁低下に対して空氣 を取り込む機構を有する計 測制御用電源設備(無停電 電源装置)及び非常用所内 電氣設備(所内低圧系統)の 設置場所の非常用換気空調 系は降下火碎物が侵入しに くい設計とすること③x	設置許可申請書 添付書類八	より安全機能を損なわない 設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
⑤ [7条45]	(b) 降下火碎物に対する 防護対策 降下火碎物の影響を考慮 する施設は、降下火碎物に よる「直接的影響」及び「間 接的影響」に対して、以下の 適切な防護措置を講じるこ とで安全機能を損なうおそれ がない設計とする。 ③a [7条46]	④ [7条45]	設工認申請書 基本設計方針(後)	②b [7条45] 同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり 六、7.1火山に示すとおり 降下火碎物のみである。 降下火碎物の層厚は、降 下火碎物の分布状況、シミ ュレーション及び分布事例 による検討結果から総合的 に判断し、保守的に15cmと 設定する。なお、鉛直荷重に ついては、温潤状態の降下 火碎物に、「建築基準法」等 の関連する規格・基準類の 考え方に基づいた石巻地域 における平均的な積雪量を 踏まえて設定する。③ 粒径及び密度について は、文献調査、地質調査及び 降下火碎物シミュレーション の結果を踏まえ、粒径2 mm以下、密度0.7g/cm <sup>3</sup> (乾 燥状態)~1.5g/cm <sup>3</sup> (温潤状 態)と設定する。 ③a [7条46] 同趣旨の記載であり、表 現の相違による差異	設置許可申請書 添付書類八	より安全機能を損なわない 設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
⑥ [7条46]	④ [7条46]	④ [7条46]	設工認申請書 基本設計方針(後)	②b [7条46] 外部事象防護対象施設等の うち、屋内設備は外設とな る建屋により防護する設計 とし、評価対象施設を、建 屋、屋外に設置されている のバグフィルタの取替え若 く、降下火碎物による静的負 荷や腐食等の影響に対し て、降下火碎物の除去や非 常用換気空調系外気取入口 のバグフィルタの取替え若 く、降下火碎物が侵入しに くい設計とすること③x ②b重複	設置許可申請書 添付書類八	より安全機能を損なわない 設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

〔OO系〕関連する資料と基本設計方針に対するための付番  
〈開示する資料〉  
・機式-1への展開表(備考説明資料)  
・技術基準要機器リスト(審査機械)  
別添-1

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 水の流路となる施設、降下 火碎物を含む空気の流路と なる施設、外気から取り入 れた屋内の空気を機器内に 取り込む機構を有する施設 に分類し抽出する。また、評 価対象施設及び外部事象防 護対象施設等に波及的影響 を及ぼし得る施設を評価対 象施設等といいう。 上記に含まれない構築 物、系統及び機器は、降下火 碎物により損傷した場合で あっても、代替手段がある こと等により安全機能は損 なわれない。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■紫色：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への属用表（補足説明等用） ・技術基準規則リスト（設定根拠） ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■前回指出時からの変更箇所	■赤色：設置更許可本文及び基本設計方針（後）との対比 ■茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■紫色：前回指出時からの変更箇所	■赤色：設置更許可本文及び基本設計方針（後）との対比 ■茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■紫色：前回指出時からの変更箇所	■赤色：設置更許可本文及び基本設計方針（後）との対比 ■茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■紫色：前回指出時からの変更箇所	■赤色：設置更許可本文及び基本設計方針（後）との対比 ■茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■紫色：前回指出時からの変更箇所	■赤色：設置更許可本文及び基本設計方針（後）との対比 ■茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■紫色：前回指出時からの変更箇所

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					c . 降下火碎物を含む海水の流路となる施設 ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備	
					d . 降下火碎物を含む空気の流路となる施設 ・非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・非常用換気空調系（外気取入口）のうち中央制御室換気空調系 ・非常用換気空調系（外気取入口）のうち計測制御電源室換気空調系 ・非常用換気空調系（外気取入口）のうち原子炉補機室換気空調系 ・排気筒 ・非常用ガス処理系（屋外配管）	e . 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設 ・計測制御用電源設備（無停電電源装置） ・非常用所内電気設備（所内

樣式一

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付表  
<関連する資料>  
・規式-1への取扱説明書(補足説明資料)  
・技術基準要件実機リストと「技術基準」に関する説明書 別添-1)  
・前回提出からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色枠：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色枠内：前回指出時からの変更箇所	<b>【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番</b> <開港する資料> ・様式-1への属関表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（認定機関に開港する説明書 別添-1）
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ 低圧系統）	設置許可申請書 及び基本設計方針（後） 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>f. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼしうる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排氣消音器及び排氣管（以下「非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排氣消音器及び排氣管」という。）</li> <li>海水取水設備（除塵装置）上記により抽出出した評価対象施設等を第1.8.7-1表に示す。</li> </ul> <p>(4) 降下火砕物による影響の選定</p> <p>降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>a. 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。 (a) 火山ガラス片、鉱物結</p>			

**【第7条 外部からの衝撃による品質マネジメントシステムに係る説明書に係る様式—7 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの防止（火山）】**

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
設工認申請書 基本設計方針	晶片から成る <sup>(1)</sup> 。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く <sup>(2)</sup> 、主要な鉱物結晶片の硬度は砂同等又はそれ以下である <sup>(3)(4)</sup> 。	(b) 硫酸等を含む腐食性のガス(以下「腐食性ガス」という。)が付着している <sup>(1)</sup> 。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない <sup>(5)</sup> 。	(c) 水に濡れると導電性を生じる <sup>(1)</sup> 。	(d) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する <sup>(1)</sup> 。	(e) 降下火砕物粒子の融点は約1,000°Cであり、一般的な砂に比べ低い <sup>(1)</sup> 。	<p>b. 直接的影響</p> <p>降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(a) 荷重</p> <p>「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」及び建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝</p>

【〇〇×〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番  
 <関連する資料>  
 ■ 設置変更許可書本文及び添付箇所(か)の引用以外の記載  
 ■ 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比  
 ■ 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比  
 ■ 技術基準要件と設計方針(後)との対比  
 ■ 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比  
 ■ 前回提出用紙からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄色枠：前回指出時からの変更箇所	<b>【〇〇条例〇】</b> 開催する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への属関表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 擊を与える「粒子の衝突」で ある。 評価に当たっては以下の 荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常に常時 作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用す る荷重として、自重等の常 時作用する荷重、内圧等の 運転時荷重を適切に組み合 わせる。 ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象 施設に大きな影響を及ぼす おそれがあると想定される 自然現象により当該外部事 象防護対象施設に作用する 衝撃及び設計基準事故時に 生ずる応力を、それぞれの 因果関係及び時間的変化を 考慮して、適切に組み合わ せて設計する。 iii) その他の自然現象の影 響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考 慮すべき火山以外の自然現 象は、荷重の影響において 風（台風）及び積雪であり、 降下火砕物の荷重と適切に 組み合わせる。	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 擊を与える「粒子の衝突」で ある。 評価に当たっては以下の 荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常に常時 作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用す る荷重として、自重等の常 時作用する荷重、内圧等の 運転時荷重を適切に組み合 わせる。 ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象 施設に大きな影響を及ぼす おそれがあると想定される 自然現象により当該外部事 象防護対象施設に作用する 衝撃及び設計基準事故時に 生ずる応力を、それぞれの 因果関係及び時間的変化を 考慮して、適切に組み合わ せて設計する。 iii) その他の自然現象の影 響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考 慮すべき火山以外の自然現 象は、荷重の影響において 風（台風）及び積雪であり、 降下火砕物の荷重と適切に 組み合わせる。 <td>(b) 閉塞 「閉塞」について考慮す べき影響因子は、降下火砕 物を含む海水が流路の狭隘 部等を閉塞させる「水循環</td>	(b) 閉塞 「閉塞」について考慮す べき影響因子は、降下火砕 物を含む海水が流路の狭隘 部等を閉塞させる「水循環	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
■：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 系の開塞）及び降下火砕物	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>(c) 摩耗</p> <p>「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が機器の狭隘部や換気系の流路を開塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。</p>	<p>(d) 腐食</p> <p>「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外表面を腐食させる「構造物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影响（腐食）」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開港オーナー資料>
青色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（既定根拠）に関する説明書 別添-1
緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(e) 大気汚染	「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に入ることによる居住性の劣化及び降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。					
(f) 水質汚染	「水質汚染」については、給水原である河川水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた河川水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。					
(g) 絶縁低下	「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる「盤の絶縁低下」である。					c. 間接的影響

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及し改修申請書（から）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明等付）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（既定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a セス制限）	設置許可申請書 添付書類（ a セス制限）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
							<p>（5） 降下火砕物の直接的影響に対する設計③b</p> <p>直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等（形状、機能、外気吸入口や海水通水の有無）を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。</p> <p>a. 降下火砕物による荷重に対する設計⑤</p> <p>(a) 構造物への静的負荷評価対象施設等のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、降下火砕物が堆積する以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋</li> </ul>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 設 設 施 ）	設置許可申請書 添付書類（ 屋外に設置されている施 設 ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
③ 【7条 47】	なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 ③⑥a 【7条 48】	なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。	③ 【7条 47】	屋内の重大事故等対処設備については、降下火碎物による短期的な荷重により機能を損なわないよう、降下火碎物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。⑤	海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナー（高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）、復水貯藏タンク室、燃料タンク室（H）	・降下火碎物の影響を受けた施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 当該施設の許容荷重が、降下火碎物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火碎物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	⑥a 引用元：P23

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載  
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比  
■：技術基準規則による変更箇所  
■：前回指出時からの変更箇所

様式-7

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番  
<関連する資料>  
・様式-1への履歴表（補足説明資料）  
・技術基準規則リスト（設定根拠）  
・技術基準規則に対する説明書 別添-1



【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
非常用換気空調系(外気取入口)及び非常用ディーゼル発電機(高压炉心、スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の空気の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタmeshより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくくい設計とし、更に降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取り替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 <b>③g</b> 非常用ディーゼル機関及び高压炉心スプレイ系ディーゼル機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 <b>③h</b> 非常用換気空調系(外気取入口)以外の降下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設についても、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により流路が閉塞しない設計とする。 <b>③</b> なお、降下火砕物により閉塞しないよう外気取入口の閉塞の開閉、換気空調系のシーブの閉止、換気空調系の	機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により安全機能を損なわない設計とする。 外気取入口から降下火砕物の侵入に対する設計については、「c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計」に示す。 (a) 構造物への化学的影響(腐食) 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影响(腐食)を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。 ・建屋 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋	機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により安全機能を損なわない設計とする。	機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により安全機能を損なわない設計とする。	機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により安全機能を損なわない設計とする。	機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により安全機能を損なかない設計とする。	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ーゼル発電設備を含む。）排 気消音器及び排気管 金属腐食研究の結果よ り、降下火砕物に含まれる 腐食性ガスによって直ちに 金属腐食を生じないが、外 装の塗装等によって短期で の腐食により、外部事象防 護対象施設の安全機能を損 なわない設計とする。なお、 降灰後の長期的な腐食の影 響については、日常保守管 理等により、状況に応じて 補修が可能な設計とする。 ③a [7条51]	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組み替えたもの付番 <開港する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準要件リスト（設定根拠） ・技術基準要件リスト（設定根拠） ・技術基準要件リスト（前回指名からの変更箇所）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組み替えたもの付番 <開港する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準要件リスト（設定根拠） ・技術基準要件リスト（前回指名からの変更箇所）			③a 引用元：P24	③h 引用元：P2	③a 引用元：P15
要要求事項との対比表	（ハ） i. 水循環系の内部における摩耗③h 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ③j [7条52]	停止又は事故時運転モードへ切替えることを保安規定に定めて管理する。	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ③j [7条52]	評価対象施設等のうち、水循環系の開塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む海水の流路となる施設海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スフレイ補機冷却海水ポンプ、高压海水ポンプ）、海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高压炉心スフレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	③k 引用元：P2	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ⑦b引用元：P24）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みたための付番 <開車ナサ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準要求基準リスト（設定根拠） ・前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みたための付番 <開車ナサ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準要求基準リスト（設定根拠） ・前回指出時からの変更箇所	降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。 内部における摩耗について では、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 （二）腐食 i. 構造物の化学的影響 (腐食) ③l 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 ③o③q （c）電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）	③d ③j ③p ③n ③o③q 【7条53】 【7条54】	③l 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ③m ③n ③o③q 【7条53】 【7条54】	③l ③m ③n ③o③q 【7条53】 【7条54】	③l ③m ③n ③o③q 【7条53】 【7条54】
屋内の重大事故等対処設	設備設計の明確化						

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設備許可申請書 本文	設備許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比 (腐食に対する重大事故対 応等対象設備の設計)	備考
備については、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。 <sup>⑤</sup> 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 <sup>⑤</sup> なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 <sup>⑤⑥c</sup> 【7条55】	備については、降下火砕物による短期間的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。⑤ 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 <sup>⑤</sup> なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 <sup>⑤⑥c</sup> 【7条55】	備については、降下火砕物による短期間的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。⑤ 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 <sup>⑤</sup> なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 <sup>⑤⑥c</sup> 【7条55】	海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)	海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)	海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)	機械的影響(閉塞)について、海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)の電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却流路は降下火砕物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響(閉塞)により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 <sup>⑤</sup> 化学的影響(腐食)については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって、金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施③s等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食に対することにより、降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装等を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食に対することを考慮して、施設の構造を改修する。	③m引用元:P23 ③m引用元:P2 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

【参考資料】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>  
・機式-1への履歴表（補助説明資料）  
・技術基準要機器リスト（定義規則）に関する説明文書 別添-1

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

樣式-7

【〇〇×〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番  
<関連する資料>  
・機式-1～7の開票表（補助説明資料）  
・技術基準要則リスト（機器別に記載）  
・技術基準要則と基本設計方針との対比  
・前面回路部の変更箇所

技術基準規則・解説	基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設工認申請書 基本設計方針(後) が発生しない設計とする。
-----------	-----------	---------------------	-------------------------------------

なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて修補修が可能な設計とする。  
【7条 56】

iii. 換気系、電気系及び計  
外部事象防護対象施設等  
及び外部事象防護対象施設等  
及び波及的影響を及ぼし得  
る施設のうち、降下火砕物  
を含む空気の流路となる換  
気系、電気系及び計測制御  
系の施設については、降下  
火砕物に対し、機能を損な  
うおそれがないよう、耐食  
性のある材料の使用又は塗  
装を実施することにより、  
降下火砕物による短期的な  
腐食が発生しない設計とす

なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。

(示) 外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響のうち、中央制御室染毒 [7条57]

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
 <関連する資料>  
 ・機式・1～への展開表（細部説明資料）  
 ・技術基準要件リスト（微定規範）  
 ・前面端出脚等の変更箇所

許可申請書 添付書類八	設置許可 及び基本計画
二のない設計とす	

（）；長期的な腐食の影響については、日常保守管理により、状況に応じて可能な設計とする。

対象施設等のうち、下及び化学的影響を考慮すべき施設の施設である。から取り入れた屋内を機器内に取り込む可とする施設

専用電源設備（無停電装置）、非常用所内電源（所内低圧系統）  
換気空調系及び電源室換気空調系  
空調管理されており、外気取入口アフィルタを設置し

川添-1)

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類九	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考	
換気空調系については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。 ③v また、中央制御室換気空調系については、外気吸入ダンパーの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。更に外気吸入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。 ③w なお、降下火砕物による中央制御室の大気汚染を防止するよう事故時運転モードへの切替え等を保安規定に定めて管理する。 ⑦c⑦d【7条58】	換気空調系に対し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。 ③v また、中央制御室換気空調系については、外気吸入ダンパーの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。更に外気吸入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。 ③w なお、降下火砕物による中央制御室の大気汚染を防止するよう事故時運転モードへの切替え等を保安規定に定めて管理する。 ⑦c⑦d【7条58】	換気空調系に対し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。 c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計外気取入口からの降下火砕物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。 (a) 機械的影響(閉塞) 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影响(閉塞)を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の流路となる施設 非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。), 非常用換気空調系(外気取入口), 排気筒, 非常用ガス処理系(屋外配管) ◇ 各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) は、吸気口上流側の外気取り入口にルーバが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。 排気筒及び非常用ガス処理系(屋外配管)は、降下火	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類九	設置許可申請書 及び基本設計方針	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
③v 引用元：P22  ③w 引用元：P22  ⑦c⑦d 引用元：P24	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり							

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設工認申請書 基本設計方針による設置場所の非常用換気空調系にバグフィルタを設置することにより、降下火碎物が侵入しにくい設計とする。  なお、降下火碎物による電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下を防止するようバグフィルタの取替え又は清掃することを保安規定に定めて管理する。  【7条59】	設工認申請書 基本設計方針による設置場所の非常用換気空調系にバグフィルタを設置することにより、降下火碎物が侵入しにくい設計とする。  なお、降下火碎物による電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下を防止するようバグフィルタの取替え又は清掃することを保安規定に定めて管理する。  【7条59】	設工認申請書 基本設計方針による設置場所の非常用換気空調系にバグフィルタを設置することにより、降下火碎物が侵入しにくい設計とする。  なお、降下火碎物による電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下を防止するようバグフィルタの取替え又は清掃することを保安規定に定めて管理する。  【7条59】	設置許可申請書 添付書類八 ③x引用元：P2 ③y引用元：P17 ⑦e引用元：P24	設置許可申請書 添付書類八 ③x引用元：P2 ③y引用元：P17 ⑦e引用元：P24

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類九	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	部を有する施設 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 主要な降下火碎物は砂と 同等又は砂より硬度が低く もろいことから、摩耗の影 響は小さい。 構造上の対応として、非 常用ディーゼル発電機(高 圧炉心スプレイ系ディーゼ ル発電機を含む。)は、吸氣 口上流側の外気取入口にル ーバが取り付けられてお り、下方から吸い込む構造 とすることにより非常用ディ ーゼル発電設備ディーゼ ル機関に降下火碎物が侵入 しにくい設計とする。 また、仮に非常用ディー ゼル発電設備ディーゼル機 関の内部に降下火碎物が侵 入した場合でも耐摩耗性の ある材料を使用することで、 摩耗により非常用ディ ーゼル発電機(高圧炉心ス プレイ系ディーゼル発電機 を含む。)の安全機能を損な わない設計とする。 外気を取り入れる非常用 ディーゼル発電機(高圧炉 心スプレイ系ディーゼル發 電機を含む。)の空気の流路 にバグフィルタを設置する ことにより、フィルタメッ シューより大きな降下火碎物 が内部に侵入しにくく設計	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類九	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

樣式 - 7

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番  
<関連する資料>  
・規格変更記録（付録及び下線）  
・設置変更記録（本文及び添付書類からの引用以外の記載）  
・規格変更記録（本文及び添付説明資料）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・技術基準要項（本設計方針（後）との対比）  
・技術基準要項（本設計方針（前）との対比）  
・前回提出時の要箇所

・技術基準要求機器リスト（設定根拠にに関する説明書 別添-1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったものの付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に関する説明書 別添-1）
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針と の対比）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

樣式-7

〔〇〇〇条〕 開進する資料と、基本設計方針を組みけるための付番  
 <開進する資料と、基本設計方針を組みけるための付番>  
 色色：被置き更正印と本基設設計方針へからとの対比  
 茶茶色：被置き更正印と本基設設計方針へからの対比  
 緑緑色：被置き更正印と本基設設計方針へからの対比  
 黄黄色：被置き更正印と本基設設計方針へからの対比

・技術基準要求機器リスト（假定根拠に関する説明書 別添-1）  
・前回結果からとの変更箇所

【第7条】外部から工事に係る品質マネジメントシステムによる損傷の防止（火山）

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	電用原子炉の冷却並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うためには必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）③aaにより継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。電源の供給に関する設計方針は、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 ◆ (③aa重複)	電用原子炉の冷却並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うためには必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）③aaにより継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。電源の供給に関する設計方針は、「10.1 非常用電源設備」に記載する。	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比

樣式 - 7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】**

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ を防止する手順を定める。 ⑦c (3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気入口のバグフィルタについて、バグフィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。⑦a⑦b⑦d⑦e	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関による説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
	■前回指出時からの変更箇所

様式-7

【第7条】外部から工事に係る品質マネジメントシステムに係る説明書に係る様式—7

样式二

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針に対するための付番  
<関連する資料>  
・株式会社朝日興業（補足説明資料）  
・技術基準要件リスト（底盤・機器類に関する説明書 別添-1）  
・前回提出時よりの変更箇所

### 表題の事項の要求

技術基準規則・解釈 (外部からの衝撃による損傷の防止)	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	設備設計	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第七条 設計基準対象施設 (兼用キヤスクを除く。)が 想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)によりそ の安全性を損なうおそれが ある場合は、防護措置、基礎 地盤の改良その他適切な 措置を講じなければならな い。 ①	c. 外部火災 想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し外部事象防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 ①a②③ 【7条61】	口 発電用原子炉施設の一 般構造 (1) 本発電用原子炉施設 は、(1) 耐震構造、(2) 耐津 波構造に加え、以下の基本 の方針のもとに安全設計を行 う。 a. 設計基準対象施設 (a-9) 外部火災(森林火災、 爆発及び近隣工場等の火 災) 安全施設は、想定される外 部火災において、最も厳し い火災が発生した場合にお いても安全機能を損なわな い設計とする。 ①a	1. 安全設計 1.8 外部火災防護による 損傷の防止に関する基本方 針 (3) その他の主要な構造 1.8.9 外部火災防護に関する 基本方針 1.8.9.1 設計方針 安全施設が外部火災(火 災・爆発(森林火災、近隣工 場等の火災・爆発、航空機墜 落火災等))に対して、発電 用原子炉施設の安全性を確 保するために想定される最 も厳しい火災が発生した場 合においても必要な安全機 能を損なわないよう、防火 帯の設置、離隔距離の確保 建屋による防護、代替手段 等によつて、安全機能を損 なわない設計とする。 ①b	1.8 外部火災による 損傷の防止に関する基本方 針 2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)	外部火災に関する記載はす べて追加要求のため、変更 後ののみに記載する。 表 同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	原子炉冷却系系統施設(共通)	
第七条 設計基準対象施設 (兼用キヤスクを除く。)が 想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)によりそ の安全性を損なうおそれが ある場合は、防護措置、基礎 地盤の改良その他適切な 措置を講じなければならな い。 ①	【解釈】 1 第1項に規定する「想定 される自然現象」には、台 風、竜巻、降水、積雪、凍結、 落雷、火山事象、生物学的事 象、森林火災等を含む。 ① 2 第1項に規定する「適切 な措置を講じなければなら ない」には、供用中における 運転管理等の運用上の措置 を含む。	外部事象防護対象施設 は、防水帯の設置、離隔距離 の確保、建屋による防護に よつて、安全機能を損なわ ない設計とする。 ①b②③ 【7条62】	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置するとともに、防 火帯により防護することに より、設計基準事故対処設 備等の安全機能と同時にそ の機能を損なわない設計と する。 ①	1. 第1項に規定する「想定 される自然現象」には、台 風、竜巻、降水、積雪、凍結、 落雷、火山事象、生物学的事 象、森林火災等を含む。 ① 2 周辺監視区域に隣接す る地域に事業所、鉄道、道路 その他の外部からの衝撃が 発生するおそれがある要因 がある場合には、事業所に おける火災又は爆発事故、 危険物を搭載した車両、船 舶又は航空機の事故その他 想定する外部火災として、 運用担保事項の明確化 ⑧(①b 重複)	外部火災による熱影 響にについては、最大火炎幅 射強度の影響を考慮した場 合においても、離隔距離の 想定する外部火災として、 運用担保事項の明確化 ⑧(①b 重複)	外部火災によってその安 全機能が損なわれないと を確認する必要がある施設 を、安全重要度分類のクラ ス1、クラス2及びクラス 3に属する構築物、系統及 び機器とする。 ① 外部火災によってその安 全機能が損なわれないと を確認する必要がある施設 のうち、外部事象防護対象 施設は、防火帯の設置、離隔 距離の確保、建屋による防 護等により安全機能を損な わない設計とする。	
第七条 設計基準対象施設 (兼用キヤスクを除く。)が 想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)によりそ の安全性を損なうおそれが ある場合は、防護措置、基礎 地盤の改良その他適切な 措置を講じなければならな い。 ①	【解釈】 1 第1項に規定する「想定 される自然現象」には、台 風、竜巻、降水、積雪、凍結、 落雷、火山事象、生物学的事 象、森林火災等を含む。 ① 2 第1項に規定する「適切 な措置を講じなければなら ない」には、供用中における 運転管理等の運用上の措置 を含む。	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置するとともに、防 火帯により防護することに より、設計基準事故対処設 備等の安全機能と同時にそ の機能を損なわない設計と する。 ①	1. 第1項に規定する「想定 される自然現象」には、台 風、竜巻、降水、積雪、凍結、 落雷、火山事象、生物学的事 象、森林火災等を含む。 ① 2 周辺監視区域に隣接す る地域に事業所、鉄道、道路 その他の外部からの衝撃が 発生するおそれがある要因 がある場合には、事業所に おける火災又は爆発事故、 危険物を搭載した車両、船 舶又は航空機の事故その他 想定する外部火災として、 運用担保事項の明確化 ⑧(①b 重複)	外部火災による熱影 響にについては、最大火炎幅 射強度の影響を考慮した場 合においても、離隔距離の 想定する外部火災として、 運用担保事項の明確化 ⑧(①b 重複)	外部火災による熱影 響にについては、最大火炎幅 射強度の影響を考慮した場 合においても、離隔距離の 想定する外部火災として、 運用担保事項の明確化 ⑧(①b 重複)		

### 要求事項との対比



### 要求事項との比較

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び設計審査書から、引用以外の記載 緑色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	<p>【〇〇条〇〇】開通する資料と基本設計方針を組つけるための付番            &lt;開通する資料&gt;            ・機器一への展開表（補足説明資料）            ・技術基準規則リスト（設定期報にに関する説明書 別添-1）            ■前面提出書からの要箇所         </p>
---	--

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類人	設置許可申請書 添付書類人	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
必要な温度を上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55°C)となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計、又は建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を算出し、その温度が許容温度を満足する設計とする。 ① ② b②c②d②e②f ②g②h③ 【7条 69】	必要な温度を上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55°C並びに高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの冷却空気温度を上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55°C)	「原子炉発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考し、発電所周辺の植生及び過去 10 年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離 10km の間に発火点を設定し、森林火災ミニュレーション解析コード(以下「FARSITE」という。)を用いて①d 影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段として防火帯を設け、火炎が防火帯外縁に到達するまでの時間、評価対象施設への熱影響及び危険距離を評価し、必要な防火帯幅、評価対象施設との離隔距離を確保すること等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ②	森林火災の想定 a. 森林火災の想定 ②	(d) 原子炉補機冷却海水ポンプ (e) 高圧炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプ	(d) 原子炉補機冷却海水ポンプ (e) 高圧炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプ	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からのお衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及し評価基準方針からの引用以外の記載	<開車する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明書）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）
黄色：技術基準規則の変更箇所	前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンドブック）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンドブック）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>クローリ火災が発生した場合の影響については、燃料補充時は監視人が立会を実施することを保安規定に定めて管理し、万一の火災発生時は速やかに消防活動が可能とすることにより、外部事象防護対象施設に影響がない設計とする。</p> <p>②j 【7条 71】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機墜落による火災について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25原院第1号（平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正））により墜落確率が <math>10^{-7}</math> (回/炉・年) となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しくなる地点で火災が起こることを想定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求め、評価する。</li> <p>③a③b 【7条 72】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災の重量については、各々の火災の評価条件により算出した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災</li> </ul> </ul> <p>(b) 気象条件は、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査し、宮城県における森林火災発生頻度が年間を通して比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。</p> <p>(c) 風向については、最大風速記録時における風向及び卓越風向を調査し、森林火災の発生件数及び森林と発電所の位置関係を考慮して、最大風速記録時の風向を設定する。</p> <p>(d) 発火点については、防火帯幅の設定及び熱影響評価に際し、FAR SITE より出力される最大火線強度及び反応強度を用いて評価するため、発電所から直線距離10km の間で風向及び人為的行為を考慮し、4地点を設定する。</p> <p>(d-1) 人為的行為を考慮し、火を扱う可能性がある箇所で、火災の発生頻度が高いと想定される居住地区、道路沿い等を選定する。</p> <p>(d-2) 風向は卓越方向（北北東、南南西、西北西）とし、火災規模に対する風向の影響を考慮し、発火点は女川原子力発電所の風上を選定する。</p> <p>③a 引用元：P2 ③b 引用元：P37</p>	<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p>		<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p>		<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置更新可と本文及し基準設計方針からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(c) 発電所敷地外の火災・ 爆発源に対する設計方針 発電所敷地外での火災・ 爆発源に対して、必要な離 隔距離を確保することで、 外部事象防護対象施設の安 全機能を損なわない設計と する。	②k③ 【7条73】	源と外部事象防護対象施設 を選定し、建屋表面温度及 び屋外の外部事象防護対象 施設の温度を求め評価す る。	i) 発電所周辺のうち、卓 越風向の北北東方向の風に よる延焼を考慮し、民宿、社 員寮等の居住区での人為的 行為を想定し、小屋取地区 漁港沿いの荒地（発電所敷 地から約900m の距離）を 「発火点1」として設定す る。 ii) 発電所周辺のうち、卓 越風向である南南西方向の 風による延焼を考慮し、道 路沿いでの人為的行為を想 定し、発電所に近い県道沿 い（発電所敷地から約 1,200m の距離）を「発火点 2-1」として設定する。 iii) 発電所周辺のうち、卓 越風向である南南西方向の 風による延焼を考慮し、居 住地区及び田が存在する地 区での人為的行為を想定 し、駅舎地区の田（発電所敷 地から約2,600m の距離） に、発火点2-1より遠方と なる「発火点2-2」として設 定する。 iv) 発電所周辺のうち、卓 越風向である西北西方向の 風による延焼を考慮し、發 電所周辺の道路沿いでの人 為的行為を想定し、發電所 に近い荒地（発電所敷地か ら約1,100m の距離）に「發 火点3」として設定する。 (e) 森林火災の発火時刻に ついては、日照による草地	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	②l 引用元：P2 ②m 引用元：P14	②n 引用元：P15	
(d) 発電所敷地外10km以内 の範囲において、火災により 発電用原子炉施設に影響を 及ぼすような石油コンビナ ート施設は存在しないた め、火災による発電用原子 炉施設への影響については 考慮しない。	②n 【7条75】						
(e) 森林火災の発火時刻に ついては、日照による草地							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からのお衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及し評価基準方針からの引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【7条 76】	・発電所敷地外半径10km以内の産業施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発については、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。また、ガス爆発による容器破損時に破片の最大飛散距離を算出し、最大飛散距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。	・発電所敷地外半径10km以内の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。 なお、漂流船舶の火災については、発電所敷地外半径10kmを主要航路とする船舶が存在しないことから、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶の火災を想定する。	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり
【7条 77】	なお、漂流船舶の爆発については、爆発のおそれがある船舶が発電所敷地外半径10km以内を航行しているため、船舶の爆発による発電用原子炉施設への影響	・漂流船舶の爆発に対する評価範囲は東側が海岸という発電所周辺の地形を考慮し、女川原子力発電所から東に4km、西に12km、南に12km、北に12kmの範囲を対象に評価を行う。	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ イ）	設置許可申請書 添付書類（ハ イ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
②t 【7条78】	については考慮しない。	(c) 植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林籠の空間データを地方自治体（宮城県）及び東北森林管理局より入手する。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②t 引用元：P25		
②u 【7条79】	(d) 二次的影響（ばい煙）に対する設計方針	屋外に開口しており空気の流路となるる設備及び換気空調系統に対し、ばい煙の侵入を防止するため、適切な防護対策を講じることで外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	発電所構内及び発電所周辺の植生データについて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齡によりさらに細分化する。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②u 引用元：P3		
②v 【7条80】	イ. 換気空調系	外部火災によるばい煙が発生した場合には、侵入を防止するためフィルタを設置する設計とする。	現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データにおける宮城県で発生した森林火災の実績を考慮し、比較的発生頻度が高い3月～5月の気象条件（最多風向、最大風速、最高気温及び最小湿度）の最も厳しい条件を用いる。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②v 引用元：P43		
ロ. 安全保護装置	外部事象防護対象施設のうち空調系統にて空調管理されており間接的に気と接する安全保護装置盤については、フィルタを設置す	d. 延焼速度及び火線強度の算出②	ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて延焼速度（0.49m/s（発火点1））や火線強度	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からのお衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置更新可と本文及しの基準設計方針からの引用以外の記載	<開車ナット資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	別添-1
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ (4,428kW/m(発火点1)を 算出する。）	設置許可申請書 添付書類（ (4,428kW/m(発火点1)を 算出する。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ハ、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 ②z	ることによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 ②y	ことによりばい煙が侵入しにくい設計とする。	e. 火炎到達時間による消防活動 <span style="color: red;">◆</span>	火炎が防火帯に到達するまでの火炎到達時間（約1.8時間（発火点3））を算出する。	森林火災が防火帯に到達する時間までの間に女川原子力発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動（飛び火を抑制する効果を期待）を行うことが可能であり、防火帯をより有效地に機能させる。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ②z引用元：P44	②y引用元：P44
二、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機については、モータ部を全開構造とすることにより、ばい煙により閉塞しない設計とする。 ②aa②ab	【7条81】	としてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。	f. 防火帯幅の設定 F A R S I T E から出力される最大火線強度（4,428kW/m(発火点1)）に	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却部は、ばい煙が侵入した場合においてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ば	なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ②aa引用元：P45 ②ab引用元：P46	②aa引用元：P45 ②ab引用元：P46

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

### 要求事項との対比表

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を統一するための付番  
 <関連する資料>  
 • 構造-1～への底開き表（補足説明資料）  
 • 基本計画通りリスト（底開き構造に関する説明書 別添-1）

樣式一

別添-1) 関する説明書

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組つけるための付番		
青色：設置更新可本文及システム付属品からの引用以外の記載	<開港する資料>		
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）		
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1		
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>により火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</p> <p>(b) 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋への熱影響 火炎輻射発散度 <math>477\text{ kW/m}^2</math>① g (火炎輻射強度 <math>477\text{ kW/m}^2</math>) となる「発火点1」に基づき算出する、防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する原子炉建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対する最も厳しい箇所）の表面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である <math>200^\circ\text{C}</math>以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ②b</p> <p>(c) 排気筒への熱影響 火炎輻射発散度 <math>367\text{ kW/m}^2</math>① h (火炎輻射強度 <math>408\text{ kW/m}^2</math>) となる「発火点2-1」に基づき算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である <math>325^\circ\text{C}</math>以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 ②c</p> <p>(d) 復水貯蔵タンクへの</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からのお衝撃による損傷の防止（外部火災）】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載</p> <p>茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を組つけるための付番 &lt;開催する資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1</p> <p>・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1</p> <p>：前回指出時からの変更箇所</p>
---	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 熱影響 火炎輻射発散度 $408\text{kW/m}^2$ ① （火炎輻射強度 $408\text{kW/m}^2$ となる「発火点 2-1」に基づき 算出する復水貯蔵タンク の温度を、復水貯蔵タンク の貯留水を使用する復水補 給水系の系統最高使用温度 である $66^\circ\text{C}$ 以下とすることで、 復水貯蔵タンクの安全 機能を損なわない設計とす る。②d	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（e）原子炉補機冷却海水ボンプへの熱影響 火炎輻射発散度 $408\text{kW/m}^2$ (火炎輻射強度 $408\text{kW/m}^2$ ) と なる「発火点 2-1」に基づき 算出する原子炉補機冷却海水 ボンプへの冷却空気の温 度を、上部軸受の機能維持 に必要な温度である $40^\circ\text{C}$ 以 下とすること及び下部軸受 の機能維持に必要な温度で ある $55^\circ\text{C}$ 以下とすることで、原 子炉補機冷却海水ボンプの安 全機能を損なわな い設計とする。②e	（f）高压炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプへの熱影響 火炎輻射発散度 $408\text{kW/m}^2$ (火炎輻射強度 $408\text{kW/m}^2$ ) と なる「発火点 2-1」に基づき 算出する高压炉心スプレイ 補機冷却海水ボンプへの冷 却空気の温度を、上部						

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに關する説明書に係る様式—7

### 要 求 事 項 と の 対 比 表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可, 技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
h. 評価対象施設の危険距離の確保④	森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離について評価を実施し, 防火帶の外縁(火炎側)からの離隔距離を最大の火炎輻射強度に基づき算出する危険距離以上確保することにより, 評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (a) 原子炉建屋, タービン建屋及び制御建屋の危険距離の確保 火炎輻射発散度 $477\text{ kW/m}^2$ (火炎輻射強度 $477\text{ kW/m}^2$ ) となる「発火点1」に基づき危険距離を算出し, 発電所周囲に設置される防火帶の外縁(火炎側)からの離隔距離を危険距離以上確保し, かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより, 各建屋及び当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (b) 排気管, 復水貯蔵タンク, 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ	必要な温度である $55^\circ\text{C}$ 以下とすることで, 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。②f	設置許可申請書 本文	及び下部軸受の機能維持に必要な温度である $55^\circ\text{C}$ 以下とすることで, 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。②f	設置許可, 技術基準規則 及び基本設計方針との対比	

赤色：様式-6に関する記載（付番及び「T」欄）  
 背色：設置変更許可と基本設計方針からの引用以外の記載  
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 青色：技術基準方針（後）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】開連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
 <開連する資料>  
 様式-1への開闊表（補足説明資料）  
 ・技術基準規則リストから開連する説明書 別添-1  
 ■前面技術基準リストから開連する所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番 <開車寸法資料>
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（既定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（既定根拠）に関する説明書 別添-1 ：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（3）近隣産業施設の火災・爆発④	「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外②m10km以内の産業施設②o②rを抽出した上で発電所との離隔距離を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるおそれのある危険物貯蔵施設等を選定し、危険物貯蔵施設等の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への熱影響評価を行い、離隔距離の確保等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。②g					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からのお衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 等の影響）	設置許可申請書 添付書類（ 等の影響）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				a. 石油コンビナート施設等の影響  発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設を調査した結果、当該施設は存在しないことを確認している。 ②n なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約 40km の塩釜地区及び仙台地区である。	b. 危険物貯蔵施設等の影響  (a) 火災の影響  発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 発電所敷地外 10km 以内のうち、発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設を 第 1.8.9-2 図に示す。 i) 火災の想定 ・危険物貯蔵施設の貯蔵量は、危険物を満載した状態とする。 ・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設の位置から評価対象施設までの直線距離とする。 ・火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の 3 倍とする。		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式-7

赤色 : 様式-6 に関する記載 (付番及び下線)	【〇〇条例〇】: 開通する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色 : 設置変更許可本文及び設計方針ハから引用以外の記載	<開通する資料>
茶色 : 設置変更許可本文及び設計方針 (後) との対比	・様式-1への展開表 (補足説明資料)
緑色 : 設置基準規則と基本設計方針 (後) との対比	・技術基準規則リスト (認定根拠) に関する説明書 別添-1
紫色 : 基本設計方針 (前) と基本設計方針 (後) との対比	・技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比
黄色 : 前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針 (前)	設工認申請書 基本設計方針 (後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ る。 ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施 設及び高圧ガス貯蔵施設と する。 iii) 評価対象施設への熱影 響 ・原子炉建屋、タービン建屋 及び制御建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 各建屋までの離隔距離を必 要とする危険距離 (48m) 以上確保し、かつ換気空調 系等による除熱により建屋 内の温度上昇を抑制すること により、当該建屋内の外 部事象防護対象施設の安全 機能を損なわない設計とす る。 ・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 排気筒までの離隔距離 (47m) 以上確保することにより、 排気筒の安全機能を損なわ ない設計とする。 ・復水貯蔵タンクへの熱影 響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針 (前)	設工認申請書 基本設計方針 (後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ る。 ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施 設及び高圧ガス貯蔵施設と する。 iii) 評価対象施設への熱影 響 ・原子炉建屋、タービン建屋 及び制御建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 各建屋までの離隔距離を必 要とする危険距離 (48m) 以上確保し、かつ換気空調 系等による除熱により建屋 内の温度上昇を抑制すること により、当該建屋内の外 部事象防護対象施設の安全 機能を損なわない設計とす る。 ・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 排気筒までの離隔距離 (47m) 以上確保することにより、 排気筒の安全機能を損なわ ない設計とする。 ・復水貯蔵タンクへの熱影 響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに關する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

樣式-7

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番  
<関連する資料>  
・規格変更記録（付録及び下線）  
・設置変更記録（本文及び添付書類からの引用以外の記載）  
・規格変更記録（本文及び添付説明資料）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・技術基準要項（本設計方針（後）との対比）  
・技術基準要項（本設計方針（前）との対比）  
・前回提出時の要箇所

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに關する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可, 技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ii) 評価対象範囲	評価を実施し, 離隔距離の確保により安全機能を損なわない設計とする。 i ) 爆発の想定 ・高压ガス漏えい, 引火によるガス爆発とする。 ・気象条件は無風状態とする。	評価対象は, 発電所敷地外10km以内の高压ガス貯蔵施設とする。 iii) 評価対象施設への影響 想定される高压ガス貯蔵施設のガス爆発による爆風圧の影響に対し, 高压ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とする危険限界距離(70m)以上確保することにより, 評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また, 想定される高压ガス貯蔵施設のガス爆発による飛来物の影響については, 高压ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を, 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離(322m)以上確保することにより, 評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	c. 燃料輸送車両の影響			

樣式-7

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付表  
<関連する資料>  
・規式-1への取扱説明書(補足説明資料)  
・技術基準要件実機リストと「技術基準」に関する説明書 別添-1)  
・前回提出からの変更箇所

・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属用事（補足説明等付）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回提出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ イ）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設備許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。②p</p> <p>i ) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。</li> <li>燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。</li> <li>燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>輸送燃料はガソリンとする。</li> <li>発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。</li> <li>気象条件は無風状態とする。</li> </ul> <p>ii ) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。</p> <p>iii ) 評価対象施設への熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各</li> </ul>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比	・様式-1への扉開錠（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に関する説明書 別添-1）
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ 後）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及し評価方針（後）の引用以外の記載	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定根拠）に関する説明書 別添-1
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （	設置許可申請書 及び基本設計方針（ 及び基本設計方針（ （	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。</p> <p>iii) 評価対象施設への影響</p> <p>想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とする危険限界距離（70m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来物の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」等に基づき算出する容器破損時ににおける破片の最大飛散距離（332m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 漂流船舶の火災</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外で発生する漂流船舶②qを選定し、船舶の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射</p>			

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
 背色：設置更新可本文及び基本設計方針（後）の引用以外の記載  
 茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比  
 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比  
 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 ピンク色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 黒色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 グリーン：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 ブラック：前回指出時からの変更箇所

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番  
 <開車ナット資料>  
 ・様式-1への属関表（補足説明資料）  
 ・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）の引用以外の記載	<開港場ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則（前）への記載 黒色：技術基準規則（前）への記載 青色：技術基準規則（前）への記載 黄色枠：前回指針からの変更箇所	<b>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番</b> <開港する資料> ・様式-1への開港表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（認定機関に開港する説明書 別添-1）
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋 及び制御建屋への熱影響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から各建屋までの 離隔距離を必要とする 危険距離（110m）以上確保 し、かつ換気空調系等によ る除熱により建屋内の温度 上昇を抑制することによ り、当該建屋内の外部事象 防護対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。 ・排気筒への熱影響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から排気筒まで の離隔距離を必要とする 危険距離（20m）以上確保す ることにより、排気筒の安 全機能を損なわない設計と する。 ・復水貯蔵タンクへの熱影 響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から復水貯蔵タ ンクまでの離隔距離（109m）以 上確保することにより、復 水貯蔵タンクの安全機能を 損なわない設計とする。 ・原子炉補機冷却海水ポン プへの熱影響 想定される漂流船舶の火災	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋 及び制御建屋への熱影響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から各建屋までの 離隔距離を必要とする 危険距離（110m）以上確保 し、かつ換気空調系等によ る除熱により建屋内の温度 上昇を抑制することによ り、当該建屋内の外部事象 防護対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。 ・排気筒への熱影響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から排気筒まで の離隔距離を必要とする 危険距離（20m）以上確保す ることにより、排気筒の安 全機能を損なわない設計と する。 ・復水貯蔵タンクへの熱影 響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から復水貯蔵タ ンクまでの離隔距離（109m）以 上確保することにより、復 水貯蔵タンクの安全機能を 損なかない設計とする。 ・原子炉補機冷却海水ポン プへの熱影響 想定される漂流船舶の火災	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開港事（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関に開港する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関に開港する説明書 別添-1）
黄色：前回指名時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からのお衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）からの引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定機関に開示する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 評価対象施設等の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。②j 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を第1.8.9-3表、第1.8.9-4図及び第1.8.9-5図に示す。 i) 火災の想定 ・危険物貯蔵施設等の貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量とする。 ・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設までの位置から評価対象施設までの直線距離とする。 ・危険物貯蔵施設等の破損による防油堤内又は設備本体での全面火災を想定する。 ・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 ・気象条件は無風状態とする。 ・変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。 ii) 評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 評価対象施設等の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。②j 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を第1.8.9-3表、第1.8.9-4図及び第1.8.9-5図に示す。 i) 火災の想定 ・危険物貯蔵施設等の貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量とする。 ・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設までの位置から評価対象施設までの直線距離とする。 ・危険物貯蔵施設等の破損による防油堤内又は設備本体での全面火災を想定する。 ・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 ・気象条件は無風状態とする。 ・変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。 ii) 評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置更新可と本文及し設計方針（後）との対比	<開港する資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明等）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関に開港する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、基本設計方針との対比	備考
					<p>炉施設への熱影響が大きくなると想定される1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク、大容量電源装置、2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置、入力変圧器、2号炉起動変圧器、2号炉補助ボイラー用変圧器、3号炉主変圧器、3号炉起動変圧器、3号炉励磁電源変圧器とする。</p> <p>なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等のうち、屋内設置の設備、地下設置の設備、常時「空」で運用する設備及び火災源となる設備から評価対象施設を直接臨まないものに関しては評価対象外とする。</p> <p>また、危険物を内包する車両等は、軽油タンクに比べ貯蔵量が少なく、軽油タンクと発電用原子炉施設の距離に比べ離隔距離が長いことから、評価対象とした軽油タンク火災の評価に包括される。</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響</p> <p>(i) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉軽油貯蔵タンク</li> <li>・1号炉軽油貯蔵タンク</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び設計方針から引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開車ナシ資料> ・様式-1への属用表（補足説明等用） ・技術基準要件リスト（設定根拠） 別添-1 別添-1	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開車ナシ資料> ・様式-1への属用表（補足説明等用） ・技術基準要件リスト（設定根拠） 別添-1 別添-1					

要求事項との対比表

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及し設計方針ハから引用于外の記載	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開車表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<ul style="list-style-type: none"> <li>防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</li> <li>大容量電源装置</li> </ul> <p>大容量電源装置を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：9 W/m<sup>2</sup>, タービン建屋：7 W/m<sup>2</sup>, 制御建屋：7 W/m<sup>2</sup>）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の幅射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器</li> </ul> <p>2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の幅射に対して最も厳しい箇所）の</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置更新可本文及し改修方針（後）との対比	<開車寸法資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（既定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（既定根拠）に関する説明書 別添-1
黄色：前回指針時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに關する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

樣式-7

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番  
<関連する資料>  
・規格変更記録（付録及び下線）  
・設置変更記録（本文及び添付書類からの引用以外の記載）  
・規格変更記録（本文及び添付説明資料）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・規格変更記録（本設計方針（後）との対比）  
・技術基準要項（本設計方針（後）との対比）  
・技術基準要項（本設計方針（前）との対比）  
・前回提出時の要箇所

・技術基準要求機器リスト（設定根拠にに関する説明書 別添-1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への扉開示（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
黒色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
■：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ ）の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>の輻射強度（原子炉建屋： 205W/m<sup>2</sup>、制御建屋：66W/m<sup>2</sup>） で各建屋外壁が昇温される ものとして算出する各建屋 (垂直外壁面及び天井スラ ブから選定した、火災の輻 射に対して最も厳しい箇 所) の表面温度をコンクリ ート圧縮強度が維持される 保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系 等による除熱により建屋内 の温度上昇を抑制することで、 当該建屋内の外部事象 防護対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3号炉励磁電源変圧器</li> </ul> <p>3号炉励磁電源変圧器を 対象に火災が発生してから 燃料が燃え尽きるまでの 間、一定の輻射強度（原子炉 建屋：3W/m<sup>2</sup>）で原子炉建屋 外壁が昇温されるものとし て、算出する建屋（垂直外壁 面及び天井スラブから選定 した、火災の輻射に対する 最も厳しい箇所）の表面温 度をコンクリート圧縮強度 が維持される保守的な温度 である 200°C 以下とし、かつ 換気空調系等による除熱に より建屋内の温度上昇を抑 制することで、当該建屋内 の外部事象防護対象施設の 安全機能を損なわない設計 とする。</p> <p>(ii) 排気筒への熱影響</p>		

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに關する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考

**【〇〇条〇〇】**開運する資料と、基本設計方針を組づけるための付番  
<開運する資料>  
・模式-1への展開版（補足説明資料）  
・技術整備化機器リスト（展開版に開く説明書 別添-1）  
**■**前回出走馬からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に開港する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損な わない設計とする。  (iv) 原子炉補機冷却海水 ポンプへの熱影響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m <sup>2</sup> )で 原子炉補機冷却海水ポンプ の冷却空気が昇温されるも のとして算出する冷却空氣 の温度を、上部軸受の機能 維持に必要な温度である 40°C以下とするごと及び下 部軸受の機能維持に必要な 温度である55°C以下とする ことで、原子炉補機冷却海 水ポンプの安全機能を損な わない設計とする。 (v) 高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m <sup>2</sup> )で 高圧炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプの冷却空気が昇 温されるものとして算出す る冷却空気の温度を、上部 軸受及び下部軸受の機能維 持に必要な温度である55°C 以下とするごとで、高圧炉 心スプレイ補機冷却海水ポン プへの熱影響とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損な わない設計とする。  (iv) 原子炉補機冷却海水 ポンプへの熱影響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m <sup>2</sup> )で 原子炉補機冷却海水ポンプ の冷却空気が昇温されるも のとして算出する冷却空氣 の温度を、上部軸受の機能 維持に必要な温度である 40°C以下とするごと及び下 部軸受の機能維持に必要な 温度である55°C以下とする ことで、原子炉補機冷却海 水ポンプの安全機能を損な わない設計とする。 (v) 高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m <sup>2</sup> )で 高圧炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプの冷却空気が昇 温されるものとして算出す る冷却空気の温度を、上部 軸受及び下部軸受の機能維 持に必要な温度である55°C 以下とするごとで、高圧炉 心スプレイ補機冷却海水ポン プへの熱影響とする。 <td>設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比</td> <td>備考</td>	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに關する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文
技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文	設置許可申請書 添付書類八 本文

樣式-7

【〇〇条〇〇】開述する資料と基本設計方針を統一するための付番  
<開述する資料>  
・色彩: 設置変更可否本文及び添付事項からの引用以外の記載  
・基準色: 添付事項から本設計方針(後)との対比  
・基準色: 技術基準規範と本設計方針(後)との対比  
・基準色: 基本設計方針(前)と本設計方針(後)との対比  
・技術基準要件機器リスト(前)と機器方針に関する説明書 別添-1)  
・前回提出時の参考箇所

・技術基準要求機器リスト（假定根拠に関する説明書 別添-1）  
・前回結果からとの変更箇所

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類九	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解説	ここで、落下事故の実績がないカテゴリの事故件数は保守的に0.5件として扱う。また、カテゴリごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空機では火災影響は評価対象航空機の燃料積載量に大きく依存すると考えられる。これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリと対象航空機を第1.8.9-4表に示す。	b. 航空機墜落による火災の想定④	(a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。	(b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。	(c) 航空機の墜落によつて燃料に着火し火災が起ることを想定する。	(d) 気象条件は無風状態とする。	(e) 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。

樣式 - 7

〔〇〇〇条〕 開進する資料と、基本設計方針を組みけるための付番  
 <開進する資料と、基本設計方針を組みけるための付番>  
 複数の資料と、基本設計方針を組みけるための付番  
 例式1-1の複数の資料と、基本設計方針を組みけるための付番  
 基本設計方針と、開進する資料と、基本設計方針を組みけるための付番

〔〇〇六条〕 色別に記入する定義  
 赤色：位置を定めるとともに、その形状を示す  
 黄色：位置を定めるとともに、その形状を示す  
 緑色：位置を定めるとともに、その形状を示す  
 茶色：位置を定めるとともに、その形状を示す  
 藍色：位置を定めるとともに、その形状を示す  
 水色：位置を定めるとともに、その形状を示す

・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 &lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への属関表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準要件リスト（認定機関に関する説明書 別添-1）</p> <p>・前回指出時からの変更箇所</p>
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ④）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ ③b）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>地内であつて発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が <math>10^{-7}</math> (回/炉・年) 以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する評価対象施設とする。③b</p> <p>d . 評価対象施設への熱影響</p> <p>(a) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>各航空機の輻射強度を第1.8.9-4 表に示す。</p> <p>(b) 排気筒への熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の</p>		

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火炎が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水給水系の系統最富使用温度である66°C以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。	(c) 復水貯蔵タンクへの熱影響	落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火炎が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水給水系の系統最富使用温度である66°C以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。	落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火炎が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水給水系の系統最富使用温度である66°C以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。	(d) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響	落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40°C以下とすることが必要である。55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能	及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能

樣式一

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付表  
<関連する資料>  
・規式-1への取扱説明書(補足説明資料)  
・技術基準要件実機リストと「技術基準」に関する説明書 別添-1)  
・前回提出からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

<p>赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）          背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載          茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比          緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比          紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比          黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比          青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比          黒色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比          ピンク色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比          オレンジ色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比          ブラック色：前回指出時からの変更箇所</p>	<p>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番          &lt;開港する資料&gt;          ・様式-1への属する表（補足説明等用）          ・技術基準規則と本機器リスト（認定機器）に関する説明書 別添-1</p>
---	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ を損なわない設計とする。 (e) 高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響）	設置許可申請書 添付書類（ を損なわない設計とする。 (e) 高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
要要求事項との対比表				<p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を，上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55°C 以下とすることで，高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>e. 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重量評価④</p> <p>航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重量評価を実施した。②k</p> <p>重畠火災は，航空機墜落火災はF-15 又はB747-400，危険物貯蔵施設の火災は3号炉墜油タンク又は1号炉軽油貯蔵タンクから評価対象に対して厳しい結果となるように選定し，組み合わせた火災を想定して評価している。</p> <p>(a) 原子炉建屋への熱影響 F-15 の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重畠火災が発生した場合を想定</p>				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載	<開車寸土資料>
茶色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（認定機関に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、基本設計方針との対比	参考
（b）タービン建屋及び制御建屋への熱影響 F-15 の墜落火災と 1 号炉軽油貯蔵タンクの重量火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	（b）タービン建屋及び制御建屋への熱影響 F-15 の墜落火災と 1 号炉軽油貯蔵タンクの重量火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組つけるための付番 ＜開港する資料＞
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）からの引用以外の記載	・様式-1への属関表（補足説明等付）
茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定機関）に関する説明書 別添-1
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (c) 排気筒への熱影響 F-15 の墜落火災と 3 号炉軽油タンク 2 基の重量火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 (d) 復水貯蔵タンクへの熱影響 B747-400 の墜落火災と 1 号炉軽油貯蔵タンクの重量火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である 66℃以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 (e) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 F-15 の墜落火災と 1 号炉軽油貯蔵タンクの重量火災が発生した場合を想定し、	防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (c) 排気筒への熱影響 F-15 の墜落火災と 3 号炉軽油タンク 2 基の重量火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 (d) 復水貯蔵タンクへの熱影響 B747-400 の墜落火災と 1 号炉軽油貯蔵タンクの重量火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である 66℃以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 (e) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 F-15 の墜落火災と 1 号炉軽油貯蔵タンクの重量火災が発生した場合を想定し、	防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：技術基準規則への属する機器リスト（該定根地に関する説明書 別添-1） ■：前回指出時からの変更箇所	<b>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みつけるための付番</b> <開港する資料> ・様式-1への属する機器リスト（該定根地に関する説明書 別添-1）
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	<p>火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(f) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響F-15の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畠火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(5) 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>⑥ 外部火災による二次的影響として、ばい煙等による影響を出し、外気を取り込</p>

【第7条 外部から工事に係る品質マネジメントシステムに係る説明書に係る様式—7 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムによる損傷の防止（外部火災）】

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	む評価対象施設を抽出した上で、第1.8.9-5表の分類のとおり評価を行い、必要な場合は対策を実施することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	a. <u>換気空調系</u> 外気を取り込む空調系統として、原子炉建屋、原子炉補機エリア、中央制御室、計測制御電源室の換気空調系がある。  これらの外気取入口には、フィルタを設置することにより、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、粒径2 $\mu\text{m}$ 以上の粒径のばい煙粒子については、フィルタにより侵入しにくく設計とすることにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 なお、外気取入口ダッシュが設置されており事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気取入口ダッシュを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行うことにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。(2)v	また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することとで評価対象施設

【〇〇条〇〇】 開述する資料と基本設計方針を記述するための付番  
「開連する資料」  
・機器・装置の説明書（補足説明資料）  
・技術基準要件機器リスト（設定限界に關する説明書 弁別-1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黒色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ピンク色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 オレンジ色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ブラック色：前回指出時からの変更箇所	<b>【〇〇条〇〇】</b> 開運する資料と基本設計方針を組みつけるための付番 <開運する資料> ・様式-1への属関表（補足説明等資料） ・技術基準規則と本機器リスト（認定機器）に関する説明書 別添-1
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損なわない設 計とする。）	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損なかない設 計とする。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>b. 安全保護系</p> <p>安全保護系盤が中央制御室に設置してある。中央制御室への外気取入経路には、<u>フィルタ</u>を設置することにより、粒径2 <math>\mu\text{m}</math> 以上のばい煙粒子が侵入しにくく設計とする。            フィルタにより侵入を阻止できなかつたばい煙が侵入する可能性がある場合においても、空調ファンを停止すること等でばい煙の侵入を阻止することが可能である。また、安全保護系設備は粒径2 <math>\mu\text{m}</math> 以下のばい煙粒子に対し、短絡が生じないようすることにより、安全保護系の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の吸気系統に付属するフィルタを設置し、粒径2 <math>\mu\text{m}</math> 以上（ばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。）<u>②</u>フィルタを通じたばい煙粒子（数 <math>\mu\text{m} \sim 10</math> 数 <math>\mu\text{m}</math>）が過給機、空気冷却器に侵入するものの、機器の隙間にばい煙粒子</p>			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定機関に關する説明書 別添-1）
■黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）			<p>子に比べて十分大きく、閉塞に至ることを防止するごとで非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は建屋外部に開口部（排気口）を有しているが、排気によりばい煙を掃気することで非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機②aaは、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはな</p> <p>い。</p> <p>また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。②ad</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との対比	<開車ナット資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（認定機場）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（認定機場）に関する説明書 別添-1
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（認定機場）に関する説明書 別添-1
黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（認定機場）に関する説明書 別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ e. 高圧炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプ 高压炉心スプレイ補機冷 却海水ポンプ電動機は、外 気を直接電動機内部に取り 込まない外扇形の冷却方式 の全閉構造であり、ばい煙 粒子が電動機内部に侵入す ることはない。 ②ab また、電動機軸受への侵入 防止構造とすることにより 高压炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプの安全機能を損 なわない設計とする。	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	f. 火災時の有毒ガスの発 生に伴う居住空間への影響 評価 ① 有毒ガスの発生について は、中央制御室換気空調系 における外気取入遮断時 の室内に滞在する人員の環境 劣化防止②wのため、酸素濃 度及び二酸化炭素濃度の影 響評価を実施することによ り、居住空間へ影響を及ぼ さない設計とする。  なお、外気取入口パンペが設 置されており事故時運転モ ードへの切替えが可能であ る中央制御室換気空調系に ついては、外気取入口パンペ を開止し、事故時運転モー ドへの切替え②axを行う。 また、それ以外の換気空調 系については、空調ファン を停止し、外気取入れを遮	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

【第7条】外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）  
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに關する説明書に係る様式—7

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解説	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
1.8.9.2 体制	火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、通報連絡責任者、消防担当等が常駐するとともに、所員により編成する自衛消防組織を設置する。	自衛消防組織のための要員を、第1.8.9-6表に示す。	断する。	1.8.9.3 手順等	外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。 (1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。 (2) 予防敷水においては、手順を整備し、予防敷水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。	なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防敷水から防火帯内火災の初期消火

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
 背青色：設置要領可本文及び添付書類へからの引用以外の記載  
 茶色：設置要領可と基本設計方針（後）との対比  
 緑色：技術基準説明と基本設計方針（後）との対比  
 黒色：技術基準説明（後）

【〇〇条〇〇】開連する資料と基本設計方針を紹介するための付番  
 <開連する資料>  
 ・様式-1～7の展開表（備足説明資料）  
 ・技術基準機器リスト（備足根拠に関する説明書 別添-1）



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】**

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 維持するため、自衛消防隊 を対象とした教育・訓練を 定期的に実施する。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

赤色：様式-6にに関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を組みつけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（から）の引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（既定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	■前回指出時からの変更箇所

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式一6

## 各条文の設計の考え方

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	外部からの衝撃による損傷の防止	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1~3	1~5	a
②	設計基準事故時に生じる荷重との組合せ	設置許可との整合を鑑み記載している。	—	—	a
③	設計基準対象施設以外の施設又は設備等への措置	同上	—	—	a
④	自然現象の組合せ	同上	—	—	a
⑤	設計上考慮する自然現象又は人為事象	同上	—	—	a, c
⑥	重大事故等対処設備への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑦	除雪	除雪の実施については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑧	定期的な航空路の確認による防護措置の判断	定期的な航空路の変更状況の確認による防護措置の判断については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑨	兼用キャスクの安全性を損なわない設計方針	兼用キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置しない旨を記載している。	4 5	6	—
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	安全施設	「安全施設」については、技術基準の要求事項を受け、「外部事象防護対象施設」とするため、記載しない。	—		
②	重要安全施設	「重要安全施設」については、技術基準の解釈を受けて、「発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）に従うため、記載しない。	—		
③	洪水、地滑り、ダムの崩壊	立地的要因により影響を除外できるため記載しない。	—		
④	自然現象の組合せの検討過程	自然現象及び人為事象の組合せのうち、選定された組合せについて基本設計方針に記載するため、その検討過程は記載しない。	—		
⑤	表現の見直し	基本設計方針の記載と同趣旨であるが、表現を見直しているため記載しない。	—		

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式-6

## 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇①	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—
◇②	竜巻との重複	「2.3.3 設計方針（自然現象）a. 竜巻」に整理する内容と重複するため、記載しない。	—
◇③	自然現象又は人為事象の選定過程	自然現象及び人為事象のうち、選定されたものを基本設計方針に記載するため、その選定過程は記載しない。	—
◇④	自然現象の組合せの検討過程	自然現象及び人為事象の組合せのうち、選定された組合せについて基本設計方針に記載するため、その検討過程は記載しない。	—
◇⑤	洪水、地滑り、ダムの崩壊	立地的要因により影響を除外できるため記載しない。	—
◇⑥	設計の詳細	具体的な設計は「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針には記載しない。	a

## 4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
b	強度に関する説明書
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

－：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

## 各条文の設計の考え方

## 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）（竜巻）

## 1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方

No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	竜巻防護設計の方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2	a, b
②	設計条件	竜巻防護設計の前提条件を記載している。	1	—	a
③	竜巻防護措置	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	2	a, b
④	竜巻随伴事象	同上	1	—	a, b
⑤	波及的影響を及ぼし得る施設	同上	1	—	a, b
⑥	新知見の確認	新知見の定期的な確認については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
⑦	重大事故等対処施設への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑧	資機材等の固縛、固定等並びに車両の入構管理及び退避	資機材等の固縛、固定等並びに車両の入構管理及び退避については、保安規定にて担保する旨を記載している。	—	—	—

## 2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
	なし		

## 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇①	竜巻防護における基本方針	竜巻防護方針の補足的な記載であり記載しない。	—
◇②	設計竜巻の設定	設計竜巻の設定に関わる説明項目であり、工事計画認可において、評価の前提となる条件のみ記載し、詳細な項目は記載しない。	—
◇③	評価対象施設の抽出	外部事象防護対象施設のうち、評価対象施設の抽出に係わる記載は、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a
◇④	設計飛来物の設定	設計飛来物の設定に関わる説明項目であり、工事計画認可において、評価の前提となる条件のみ記載し、詳細な項目は記載しない。	a

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式-6

◇	荷重の組合せと許容限界	評価の前提となる条件のみ記載し、詳細については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」及び「強度に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a, b
◇	評価対象施設の評価	抽出した評価対象施設の詳細評価に係わる記載は、「強度に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	b
◇	手順	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	a

## 4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
b	強度に関する説明書
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

## 各条文の設計の考え方

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）（火山の影響）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	火山防護設計の方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2	a, b
②	設計条件	降下火砕物による影響評価に必要な前提条件を記載している。	1	—	a
③	火山防護措置	同上	1	2	a, b
④	新知見の確認	新知見の定期的な確認については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
⑤	重大事故等対処設備への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑥	降下火災物の除去	降下火災物の除去について、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
⑦	外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止及び事故時運転モード	外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止及び事故時運転モードについては、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	記載の明細化	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	—		
②	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	火山防護に対する施設の基本方針	火山防護方針の補足的な記載であり記載しない。	—		
②	降下火砕物の設計条件	降下火砕物の設計条件の設定に係わる説明項目であり、工事計画認可において、設計の前提条件となる条件のみを記載し、詳細な内容は記載しない。	—		
③	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
④	評価対象施設等の抽出	外部事象防護対象施設のうち、評価対象施設の抽出に係わる記載は、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		
⑤	降下火砕物による影響の選定	影響因子の選定に関する補足的な記載であり記載しない。	—		
⑥	降下火砕物の荷重に対する設計	降下火砕物の荷重に対する詳細な設計については、「強度に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	b		

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式-6

△	降下火碎物の荷重以外に対する設計	降下火碎物の荷重以外に対する詳細な設計については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a	
		4. 詳細な検討が必要な事項		
No.	書類名			
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
b	強度に関する説明書			
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図			
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書			
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書			

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

## 各条文の設計の考え方

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）（外部火災）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	森林火災に関する防護措置	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2	a
②	近隣産業施設の火災・爆発に関する防護措置	同上	2	3 4	a
③	航空機の墜落に関する防護措置	同上	3	5	a
④	影響評価の定期的な実施	影響評価の実施について、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑤	ばい煙による環境劣化の防止	ばい煙の侵入を防止するよう外気取入れダンパの閉止及び事故時運転モードについては、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑥	重大事故等対処施設への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑦	タンクローリの燃料補充における運用	燃料補充時は監視人が立会を実施することについては、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	記載の明細化	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	a		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	評価対象施設の抽出	外部事象防護対象施設のうち、評価対象施設の抽出については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		
②	森林火災の影響評価	FARSITE 解析に係る説明項目であり、工事計画認可時ににおいて、評価の前提となる条件のみ記載し、詳細な項目は記載しない。	—		
③	火炎到達時間による消火活動	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	—		
④	評価対象施設の熱影響評価	評価対象施設の具体的な評価条件及び評価結果は「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		
⑤	対象航空機の選定方法	対象航空機の具体的な選定方法は「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6

## 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

◇ ⑥ 二次的影響（ばい煙等）	二次的影響に対する詳細な説明については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a
◇ ⑦ 有毒ガス	有毒ガスに対する詳細な説明については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a
◇ ⑧ 重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—
◇ ⑨ 体制・手順	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	—

## 4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
b	強度に関する説明書
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書